

埼玉県防犯のまちづくり推進計画
(令和7年度～11年度)

埼玉県

目 次

第1章 全体的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本目標	2
3 計画の期間	2
4 計画のポイント	2
5 計画の基本構成	2
第2章 本県の犯罪情勢	3
1 全体的傾向	3
2 人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況	4
3 県民の生活に身近な犯罪の状況	5
(1) 主に街頭で発生する窃盗の状況	6
(2) 侵入窃盗の状況	7
(3) 特殊詐欺の状況	8
第3章 これまでの主な取組と成果	9
1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組	9
(1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発	9
(2) 自主防犯活動等の推進	10
(3) 防犯環境の整備	13
(4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進	14
(5) 規範意識の啓発	14
(6) 特殊詐欺対策	15

(7) 自転車盗防止対策	15
(8) 女性を犯罪から守るための取組	16
(9) 警察活動の充実強化	16
2 これまでの成果	18
(1) 長期目標の達成状況	18
(2) 施策指標の達成状況	20
第4章 今後の課題	22
1 県民の防犯意識の向上	22
2 地域における犯罪抑止力の維持・向上	23
3 防犯に配慮した都市環境の整備	24
4 子供に対する犯罪等の防止	25
5 社会的な規範意識の向上	26
6 特殊詐欺被害防止対策の強化	27
7 乗り物盗の防止	28
8 性犯罪やストーカー等の防止	29
9 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策	30
10 警察活動の充実強化	31
第5章 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向	32
1 基本方針	32
2 県民運動としての展開	32
3 D Xの活用など時代に即した防犯対策の推進	32
4 長期目標	33

5 推進計画の施策体系	34
第6章 防犯のまちづくりに関する主な取組と指標	35
1 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る	35
2 お互いが支え合う地域社会の形成を図る	37
3 安全な都市環境の整備を図る	39
4 子供を犯罪被害から守る	41
5 規範意識の高揚を図る	43
6 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る	45
7 警察活動の充実強化を図る	48

1 計画策定の趣旨

本県の刑法犯認知件数¹は、平成16年には戦後最多となる約18万件に達しました。同年、議員提案による「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、この条例に基づき平成17年に「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」が策定されました。

その後、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりは県内で着々と進展し、特に自主防犯活動団体は、平成18年6月に日本一の団体数になりました。このような県民総ぐるみによる防犯のまちづくりによって、本県の刑法犯認知件数は、令和5年には約5万件と、平成16年と比較して70%以上も減少するなど、大きな成果を上げています。

しかし、令和2年度から令和6年度までの第4期計画（以下「前計画」という。）の期間中、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、刑法犯認知件数は大幅に減少しましたが、行動制限の緩和等に伴い令和4年には、18年振りに増加に転じました。特に、高齢者を対象とした特殊詐欺²被害が多発傾向にあるほか、自転車盗をはじめとした乗り物盗や侵入窃盗などの県民の生活に身近な犯罪³が増加しています。

また、本県は、今後75歳以上の後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれており、これに伴う犯罪情勢の変化への対応や、地域の防犯体制の維持なども課題となっています。

第5期計画（以下「本計画という。」）は、刑法犯認知件数の減少などの成果を上げた前計画の体系を生かしつつ、当面する課題に対応するため、防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策などを定めるもので、県民に不安を与える犯罪の被害防止対策やDXの取組を強化し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献するものです。



1. 警察において発生を認知した刑法犯の件数。 2. 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む）の総称。 3. 本計画では、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗及び特殊詐欺をいう。

2 計画の基本目標

県民が安全で安心して暮らせるよう犯罪を防止・減少させるための地域環境をつくります。

3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年計画です。

4 計画のポイント

- (1) 計画は条例の基本理念に基づき、当面する課題への対応等を加えた7つの施策ごとに取組を体系化しています。
- (2) 基本目標を達成するため、施策には可能な限り数値目標を設定しています。
- (3) 毎年度、計画の達成状況を評価します。

5 計画の基本構成

- (1) 本県の犯罪情勢
本県を取り巻く犯罪情勢の傾向を分析します。
- (2) これまでの主な取組と成果
防犯のまちづくりに関するこれまでの取組、長期目標及び各指標の達成状況を検証します。
- (3) 今後の課題
本県における犯罪情勢及びこれまでの取組と成果を踏まえた上で、防犯のまちづくりに関する現状を整理し、今後解決すべき課題を示します。
- (4) 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向
本計画における基本方針、長期目標及び施策体系を示します。
- (5) 防犯のまちづくりに関する主な取組と指標
施策の内容、目標を達成するための主な取組事項及び指標を示します。

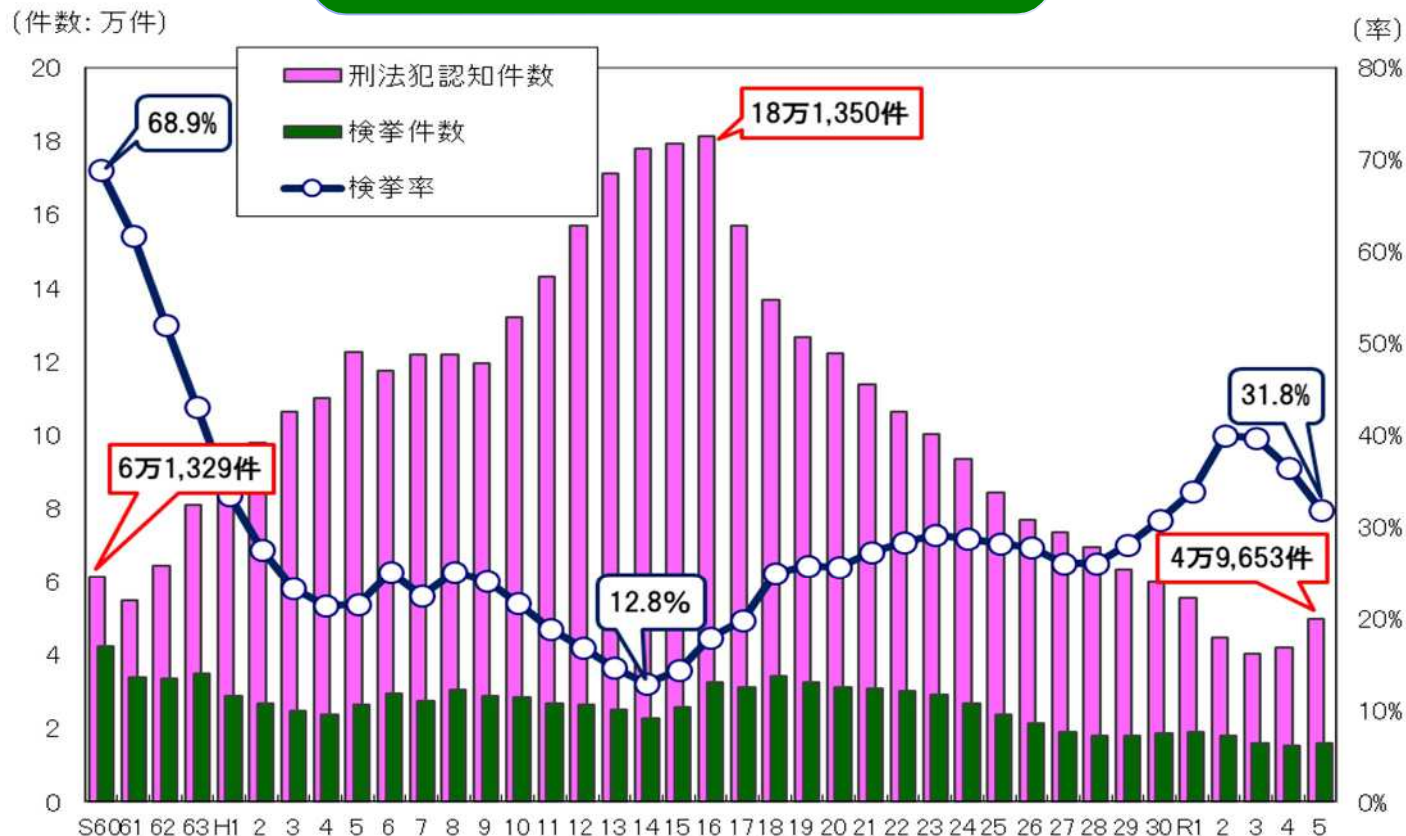
1 全体的傾向

本県における刑法犯認知件数は、昭和60年代以降急激に増加し、平成16年には最多となる18万1,350件に達しました。その後、県民、事業者、市町村及び県・警察の連携・協力により防犯のまちづくりに関する様々な取組を推進した結果、令和5年には4万9,653件と、平成16年と比較して約4分の1にまで減少しました。

また、令和5年における刑法犯の検挙率は、平成14年の12.8%から、2倍以上の31.8%まで向上しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限の緩和が進み、社会活動が再開されたことなどを背景として、刑法犯認知件数は令和4年に増加に転じています。

本県の刑法犯認知件数と検挙率の推移



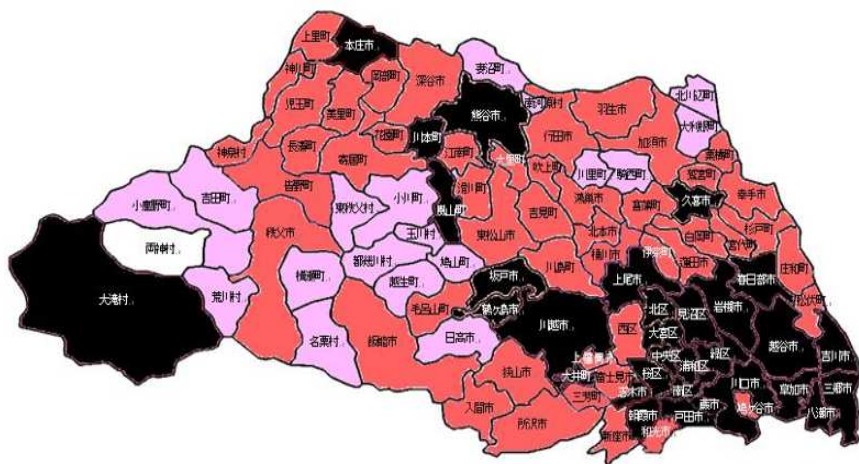
2 人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況

令和5年における本県の人口千人当たりの刑法犯認知件数は6.8件となり、平成16年の25.7件と比較して大幅に減少しました。

なお、県内全ての市町村において減少しています。

市町村別人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況

平成16年 県下 25.7件



人口千人当たりの認知件数	市区町村数
25件以上	31
15~24件	48
5~14件	18
5件未満	1

令和5年 県下 6.8件

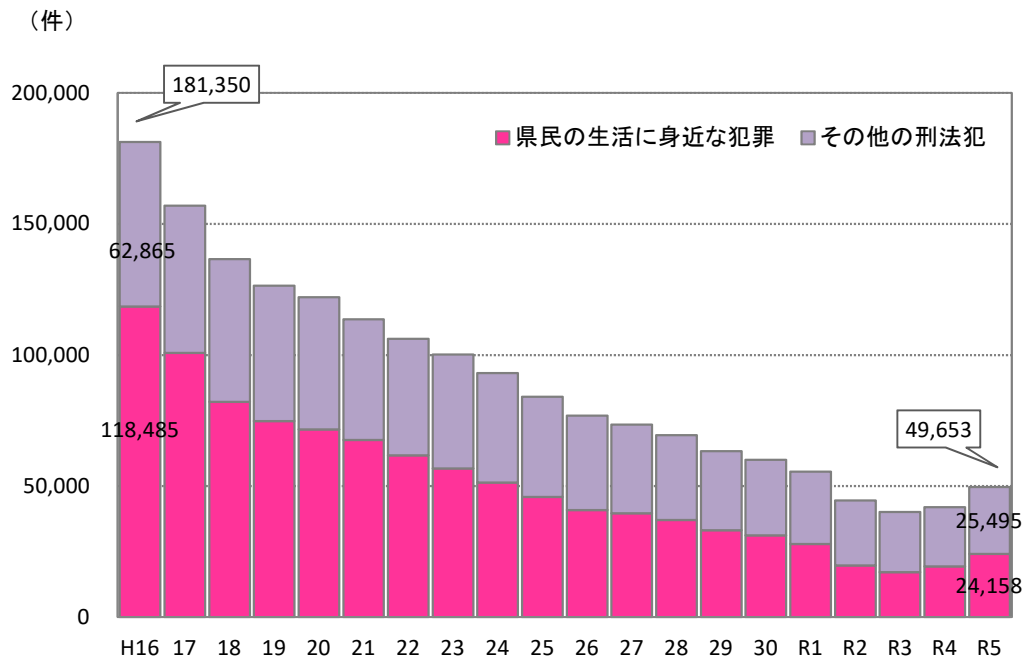


人口千人当たりの認知件数	市区町村数
25件以上	0
15~24件	0
5~14件	61
5件未満	11

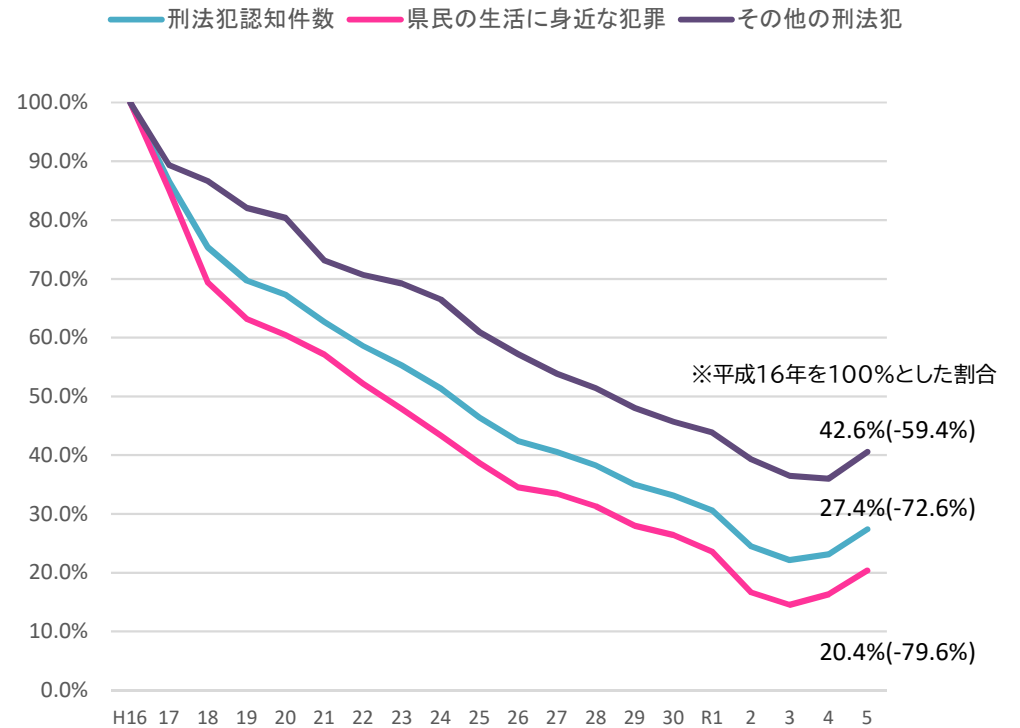
3 県民の生活に身近な犯罪の状況

自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗、特殊詐欺などの県民の生活に身近な犯罪の認知件数は、平成16年は11万8,485件でしたが、令和5年には2万4,158件と大幅に減少しました。本県における刑法犯全体の減少は、県民の生活に身近な犯罪の減少が大きな要因となっています。

県民の生活に身近な犯罪の認知件数の推移



平成16年を基準とした
県民の生活に身近な犯罪等の年次割合の推移



県民の生活に身近な犯罪・・・ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗及び特殊詐欺

(1) 主に街頭で発生する窃盗の状況

主に街頭で発生する自転車盗や車上ねらいなどの窃盗7手口の認知件数は、平成16年の9万4,692件から令和5年には1万8,610件と、80.3%減少しており、刑法犯全体の減少率72.6%を上回っています。

しかし、手口別にみると、自転車盗以外の6手口が平成16年と比較して80%以上減少しているのに対し、自転車盗の減少率は刑法犯全体を下回る、62.2%にとどまっています。

主に街頭で発生する窃盗の手口別認知件数の状況
(平成16年・令和5年)

手口	認知件数 (件)		
	平成16年	令和5年	比較
ひったくり	4,289	61	-4,228 (-98.6%)
車上ねらい	23,553	1,770	-21,783 (-92.5%)
部品ねらい	7,357	1,308	-6,049 (-82.2%)
自販機ねらい	8,756	412	-8,344 (-95.3%)
自動車盗	6,178	683	-5,495 (-88.9%)
オートバイ盗	8,533	754	-7,779 (-91.2%)
自転車盗	36,026	13,622	-22,404 (-62.2%)
合計	94,692	18,610	-76,082 (-80.3%)
刑法犯全体	181,350	49,653	-131,697 (-72.6%)

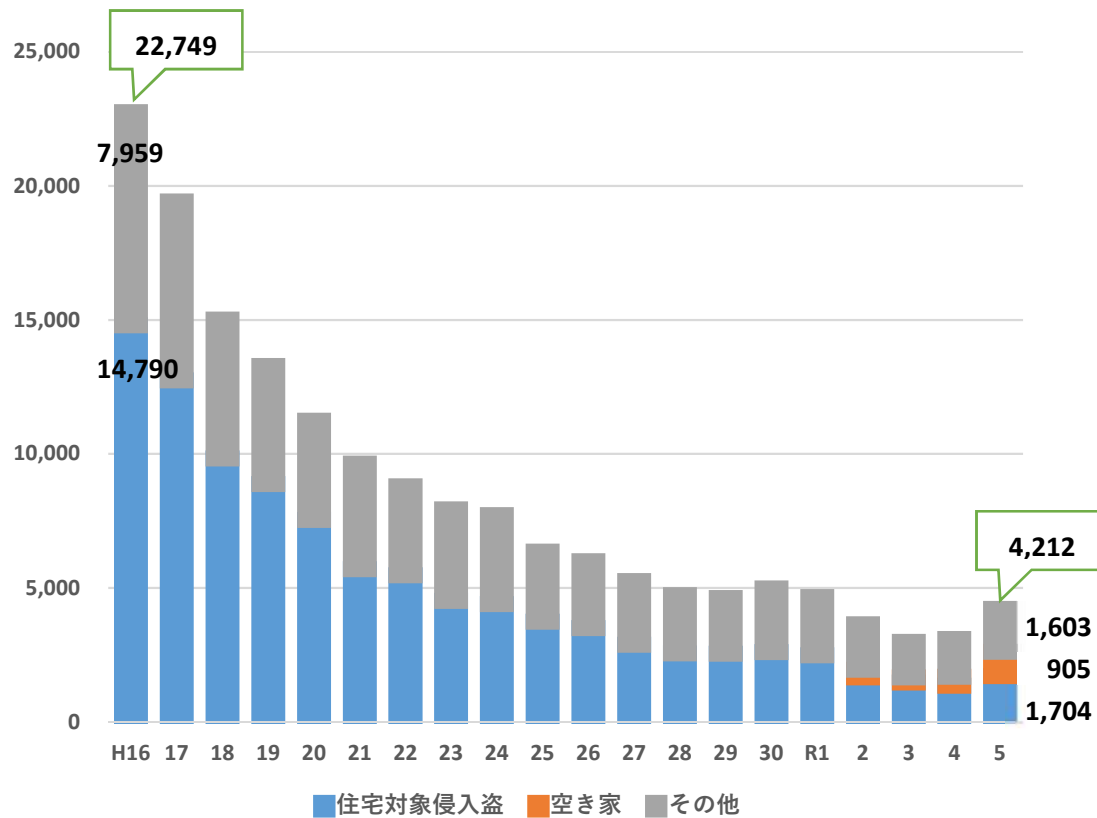
(2) 侵入窃盗の状況

住宅を対象とした侵入窃盗の認知件数は、平成16年の1万4,790件から令和5年には1,704件と88.5%減少しています。

しかし、近年は、住宅対象のほか、空き家を狙った侵入窃盗が増加しています。

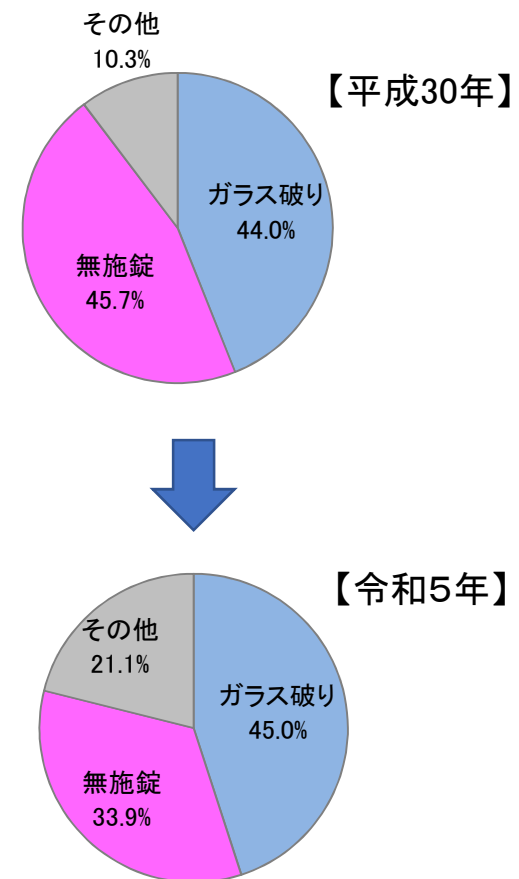
住宅対象侵入窃盗の侵入手口はガラス破りが45%を占めていますが、無施錠箇所からの侵入も33.9%あり、防犯意識を高めることで防げるケースが多くあります。

侵入窃盗の認知件数の推移



※空き家の侵入窃盗については令和2年からの調査

住宅対象侵入窃盗の侵入手口の割合

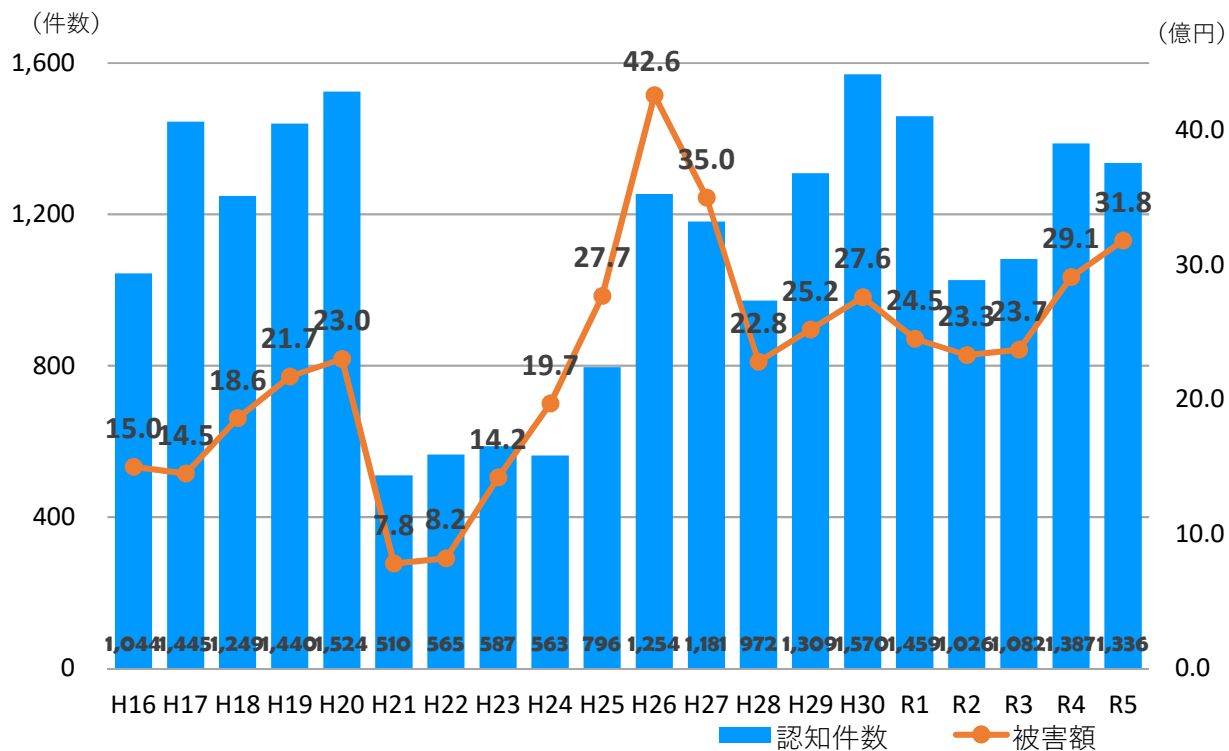


(3) 特殊詐欺の状況

特殊詐欺の認知件数は年ごとの増減があるものの、多発傾向が続いています。特殊詐欺の手口は悪質・巧妙化しており、国際電話番号を使用した犯行や自動音声ガイダンスを利用した詐欺電話、ウェブサイト閲覧中に突然表示される虚偽の利用料金請求など、新たな手口が次々と発生しています。また、被害額は増加傾向にあり、令和5年は31億8,336万円となりました。

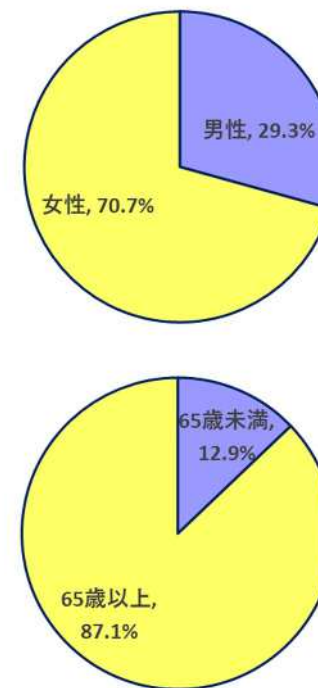
被害者の属性を見ると、性別では女性が約7割を占め、年齢層では65歳以上の高齢者が約9割を占めています。

特殊詐欺認知件数等の推移



※ H22までは振り込み詐欺、H23から特殊詐欺の数値
 ※ H25以降の被害額は、キャッシュカード手交型でだまし取られたキャッシュカードによって不正に引出された金額を含む。
 ※ 被害額は1万円未満切り捨て。

被害者の性別、年齢層別の割合
(令和5年)



1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組

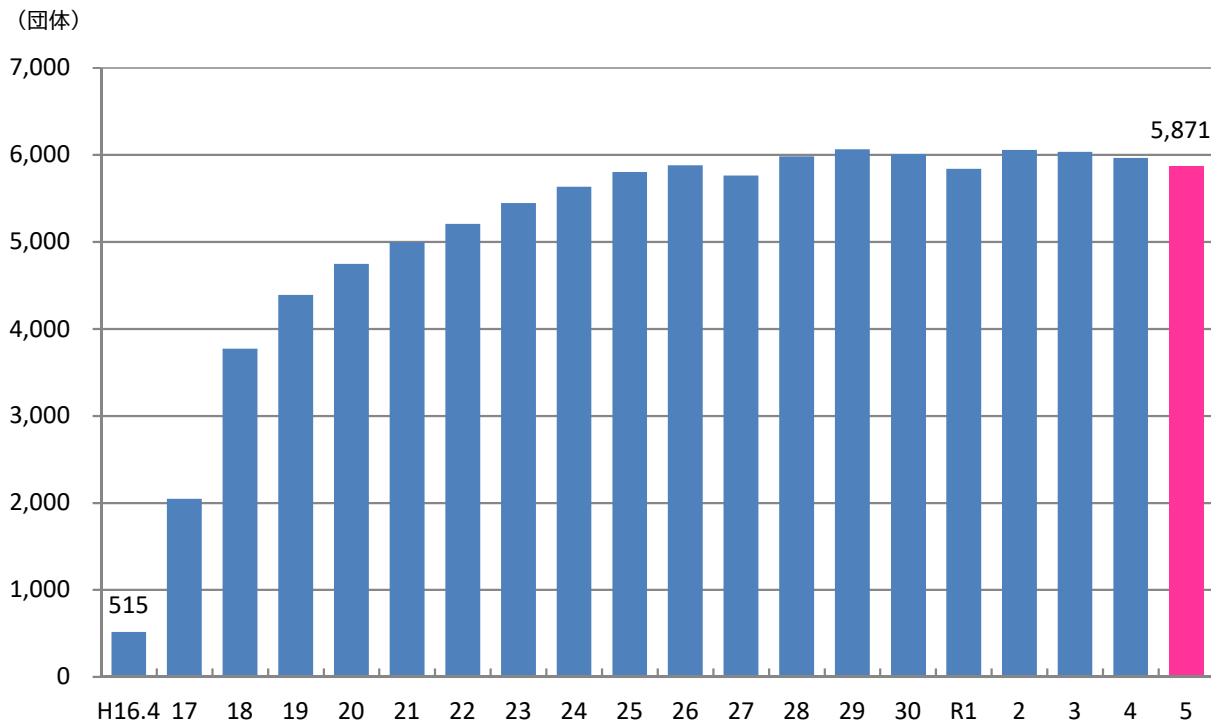
(1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発

身近な犯罪の防止には、まず、県民や事業者等が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を高めていくことが第一歩です。犯罪を行おうとする者に付け入る「スキ」を与えないよう、犯罪に関する正しい認識を持ち、自ら行うことができる防犯対策を講じていくことが重要です。

そのため、ホームページ、広報紙、SNSなど、様々な広報媒体を活用し防犯に関する情報を発信しました。また、県職員が自治会の会合などに出向いて最新の犯罪情勢や防犯対策などを分かりやすく説明する防犯のまちづくり出前講座等を実施しました。

事業者等に対しては、業種に応じた適切な防犯対策が講じられるよう、犯罪情報の提供や防犯指導などを実施しました。

「わがまち防犯隊」団体数の推移



(2) 自主防犯活動等の推進

① 自主防犯活動の充実

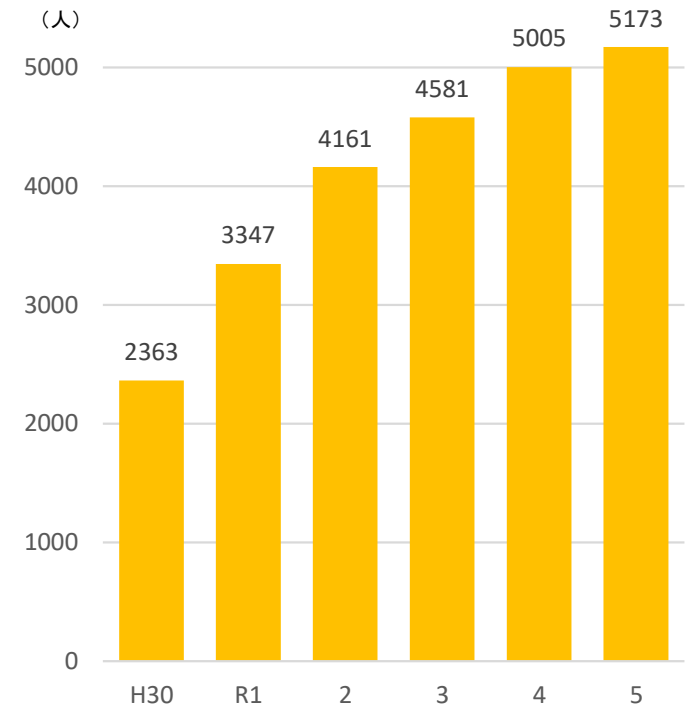
本県の自主防犯活動団体「わがまち防犯隊⁴」は、平成16年には515団体でしたが、平成18年には2,954団体に達し、東京都を抜いて全国第1位となりました。その後も1位を保ったまま、令和5年には5,871団体と、19年間で11倍以上に拡大しています。

県・警察では、その活動の充実を図るため、「わがまち防犯隊」を対象として、研修会、出前講座、現地指導等を実施しました。

また、周囲からの視認性が高く、高い防犯効果が期待される青色防犯パトロール車両による防犯パトロール⁵（青パト活動）への参加を促すため、新たに青パト活動を始める団体に対して、青色回転灯など装備品一式を提供する支援を行いました。その結果、令和5年度末で青パト車両763台が登録され、各地域でパトロールが実施されました。

さらに、ランニングやウォーキングなどの機会に地域の見守りなどの防犯活動を行う「防犯サポーター⁶」を募集しました。令和5年度末で5,173人の方が登録し、それぞれの地域で活動を行いました。

「防犯サポーター」登録者数の推移



4. 自主防犯活動団体の本県における愛称。 5. 青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール。 6. 個人で、ランニング・ウォーキングなどの機会に、地域の見守りなどの防犯活動をしていただく取組。

② 事業者等との連携の拡大

県及び警察は、令和5年度末までに県内で活動する158の事業者・団体と「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定⁷」を締結しました。協定締結事業者等には犯罪や不審者を発見した場合の通報などの防犯活動のほか、独自の防犯の取組を行っていただきました。

また、各警察署においても地元の事業者等と地域安全協定⁸を締結しました。

事業者等との連携による防犯活動は、「わがまち防犯隊」の活動とともに、防犯のまちづくりを進めるうえで大きな力となりました。

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定

主な協定の内容

- 事業者・団体ごとの特色を活かした防犯活動を宣言し、取り組む。
- 車両や事業所に防犯ステッカーを貼り、防犯のまちづくりをPRする。
- 事業所や店舗を「こども110番の家⁹」として地域のセーフティステーションの役割を担う。



〈防犯ステッカー〉



R5年度 158事業者・団体

7. 防犯の取組に賛同していただける事業者・団体と県、警察の3者で締結する協定。 8. 自治体や防犯関係団体・地域の事業者等と警察による協定。 9. 何らかの被害に遭った、又は被害に遭いそうになった、と助けを求めてきた子供を保護する住宅や事業所。

③ 犯罪被害者等支援施策の充実

本県では、埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援を推進しています。

県、警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター¹⁰の三機関で構成する「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」では、各機関の特色を活かした支援を迅速かつ途切れることなく提供しました。

特に、性犯罪・性暴力被害者の支援については、「性暴力等犯罪被害専用相談電話『アイリスホットライン』」において、24時間365日相談を受け付け、電話、対面、オンラインによる相談や医療費等の助成、病院等への付添いなどの支援を実施しました。

また、県では、犯罪被害者等の支援制度や各市町村に設置されている犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の周知を図るとともに、市町村の担当者を対象とした研修を実施するなど、支援体制の強化に取り組みました。



10. 埼玉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、犯罪被害者等の各種支援活動を行う民間団体。

(3) 防犯環境の整備

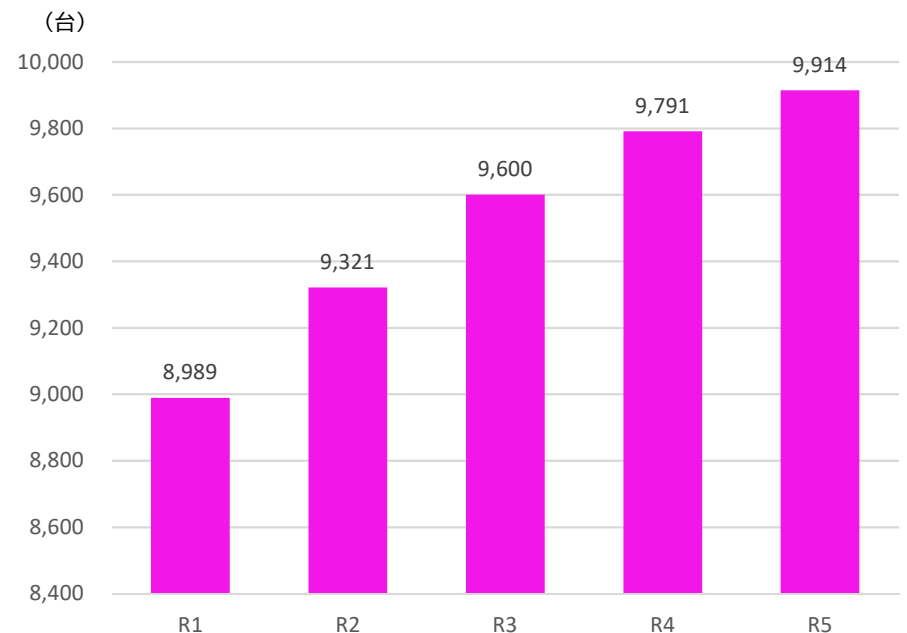
県では、条例に基づき、防犯のまちづくりを推進するための6つの指針（埼玉県防犯指針¹¹）を定めています。

「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」では、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、犯罪の防止に配慮した構造や設備等に関する事項等を定め、市町村などへの助言を通じて、指針に基づいた防犯性の高い道路や公園等の整備を行いました。

「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」では、住宅の新築及び改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示し、防犯性の高い住宅の普及を進めました。

「防犯カメラの設置と利用に関する指針」では、防犯カメラの設置及び利用の基準を示し、防犯カメラの適切な運用を図りました。また、県・警察では市町村による公共の場所への防犯カメラ設置を支援しました。

市町村が公共の場所に設置した防犯カメラ台数の推移



11. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」の6つの指針で構成される。これらの指針に基づき、防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現に資するもの。

(4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進

「埼玉県防犯指針」では、学校や通学路等における児童等の安全の確保を目的とした指針を定めています。

「学校等における児童等の安全を確保するための指針」は、学校や児童福祉施設等における不審者の侵入防止対策や施設・設備の点検整備、児童等への防犯教育など、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものです。この指針に基づき、学校等における危機管理マニュアルの作成及び教職員に対する防犯研修、施設・設備の安全点検及び管理、地域安全マップ¹²の作成、防犯教室の開催などを推進しました。

また、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」では、通学路や公園等の安全な環境の整備基準や地域住民等と連携した児童等の見守り活動などの具体的な方策を示しています。この指針に基づき、学校、PTA、自主防犯活動団体等と連携した通学路等のパトロール活動やこども110番の家など、子供を地域全体で守るための活動を支援しました。

地域安全マップの例



(5) 規範意識の啓発

青少年の健全育成を図るため、非行防止キャンペーンを通じた啓発活動や、非行防止パトロール活動、街頭補導活動、学校や警察等の連携による小・中・高校生等を対象とした非行防止教室の開催等を推進し、青少年の規範意識の醸成に努めました。

また、青少年の立ち直りを支援するため、相談窓口の案内、地域の関係機関で構成される「いじめ・非行防止ネットワーク¹³」やスクール・サポーター¹⁴による学校への支援、少年サポートセンター¹⁵における学習支援や農業体験等の各種体験活動等を実施しました。さらに、有害な図書やインターネット上の違法・有害な情報などへの対応を図りました。

12. 子供の安全を確保するために、通学路上の要注意箇所などを示した地図。子供たち自身が通学路などを点検し、犯罪が起こりやすい場所を地図にする作業を通じて、子供たちの被害防止（危険予測）能力が高まることが期待できる。また、保護者や地域住民にもマップづくりに参加してもらうことで、地域の防犯力向上にもつながる。13. いじめや非行、問題行動の未然防止を目的として、学校、市町村教育委員会、警察、地域ボランティア、民生・児童委員、PTA等で構成されるネットワークで、生徒指導に係る情報交換や取組についての協議、校内巡回や挨拶運動など地域の力を活用した幅広い支援を行う。14. 問題行動が深刻化した中学校からの要請に基づいて派遣される会計年度任用職員（元警察官又は教員経験者）で、教職員と連携し、生徒の非行や問題行動への対応や、校内のパトロールを行うなど、生徒の健全育成と校内環境の正常化に向けた支援活動を行っている。15. 少年相談、街頭補導、非行防止教室、被害少年等に対する継続的な支援、広報啓発のための情報発信など少年の非行防止に向けた活動を行っており、県内では埼玉県警察少年サポートセンター（武蔵浦和ラムザタワー内）の他、川越、熊谷、越谷に相談室が設置されている。

(6) 特殊詐欺対策

特殊詐欺被害を防止するため、特殊詐欺の発生状況、手口、被害防止対策などの情報発信や市町村が行う特殊詐欺対策事業への補助を実施したほか、関係機関・団体と連携し、防犯意識の醸成を図りました。

また、被害防止に有効な特殊詐欺対策機器の普及を目的とした体験型啓発活動「特殊詐欺被害防止ワークショップ」を実施しました。警察では、金融機関での研修会の実施やコンビニエンスストア店員が、利用者に注意を促すための「声掛けボード」の配布、市町村等と連携した戸別訪問などの被害防止対策を実施しました。

(7) 自転車盗防止対策

刑法犯認知件数に占める割合が最も高い自転車盗を防止するため、市町村等と連携し、施錠を呼びかけるキャンペーンを県内各地で実施しました。また、駐輪場における自転車への施錠を促す横断幕を設置するなど、駐輪場管理者と連携し自転車利用者に対する啓発を実施しました。

特殊詐欺の被害防止啓発のチラシ



自転車への施錠を促す横断幕



(8) 女性を犯罪から守るための取組

性犯罪など女性を狙った犯罪を防止するため、警察では女性への声かけ事案、不審者の出没等の情報収集・分析、行為者の特定及び積極的な指導・警告を実施しました。

また、女性が自ら自分自身を守るための犯罪情報や防犯対策情報を発信しました。

24時間体制でストーカーやDV事案等から発展する凶悪・重大事件の未然防止など、女性を犯罪から守る対策を講じました。

(9) 警察活動の充実強化

警察官1人当たりの人口負担率が全国一である本県では、平成13年度から平成29年度にかけて全国最多となる2,895人の警察官の増員を行いました。警察では増員された警察官を警察署の地域部門を中心に配置し現場の警察力を強化してきたほか、警察官不足を補完するため交番相談員¹⁶やスクール・サポーターなど会計年度任用職員の増員に努めました。

また、日々進化するサイバー犯罪に対応するため、情報通信技術に関する有識者をサイバー犯罪対策技術顧問に委嘱し、サイバー犯罪捜査及び対策に関する助言や最新の情報通信技術に関する情報提供を受けるなど、民間の知見を取り入れました。

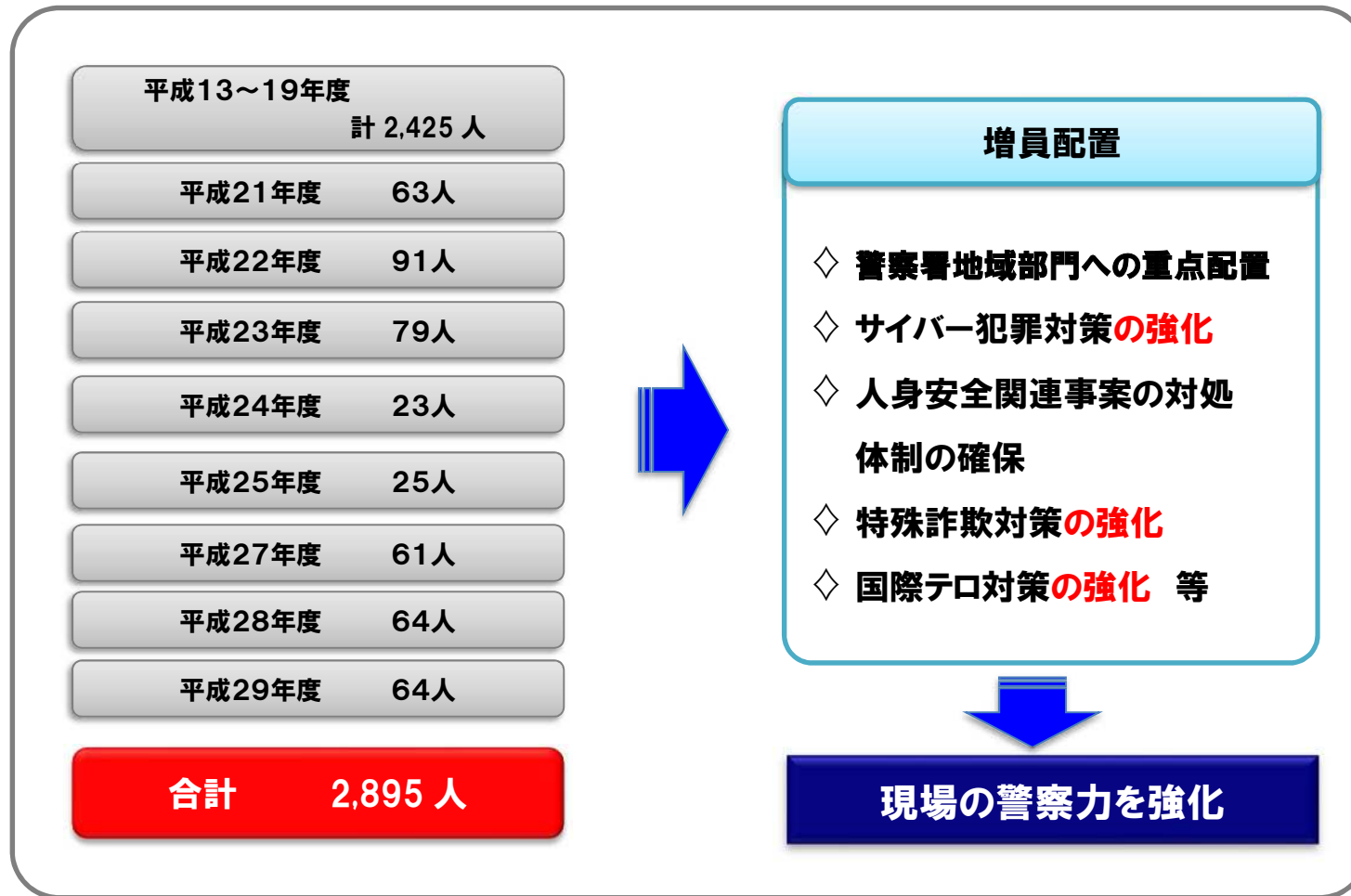
その他、職員の民間企業への派遣や民間企業が行う講習の受講など、職員のサイバー犯罪に対する対処能力の強化を図りました。

女性を狙った犯罪の被害防止対策を促す広報紙



16. 交番において地理案内、各種相談等の処理、事件・事故等の届出に対する連絡、通報、遺失届等の受理を行う会計年度任用職員。街頭活動による警察官の一時不在を補完するため、すべての交番、派遣所に配置している。

警察官の増員状況と配置

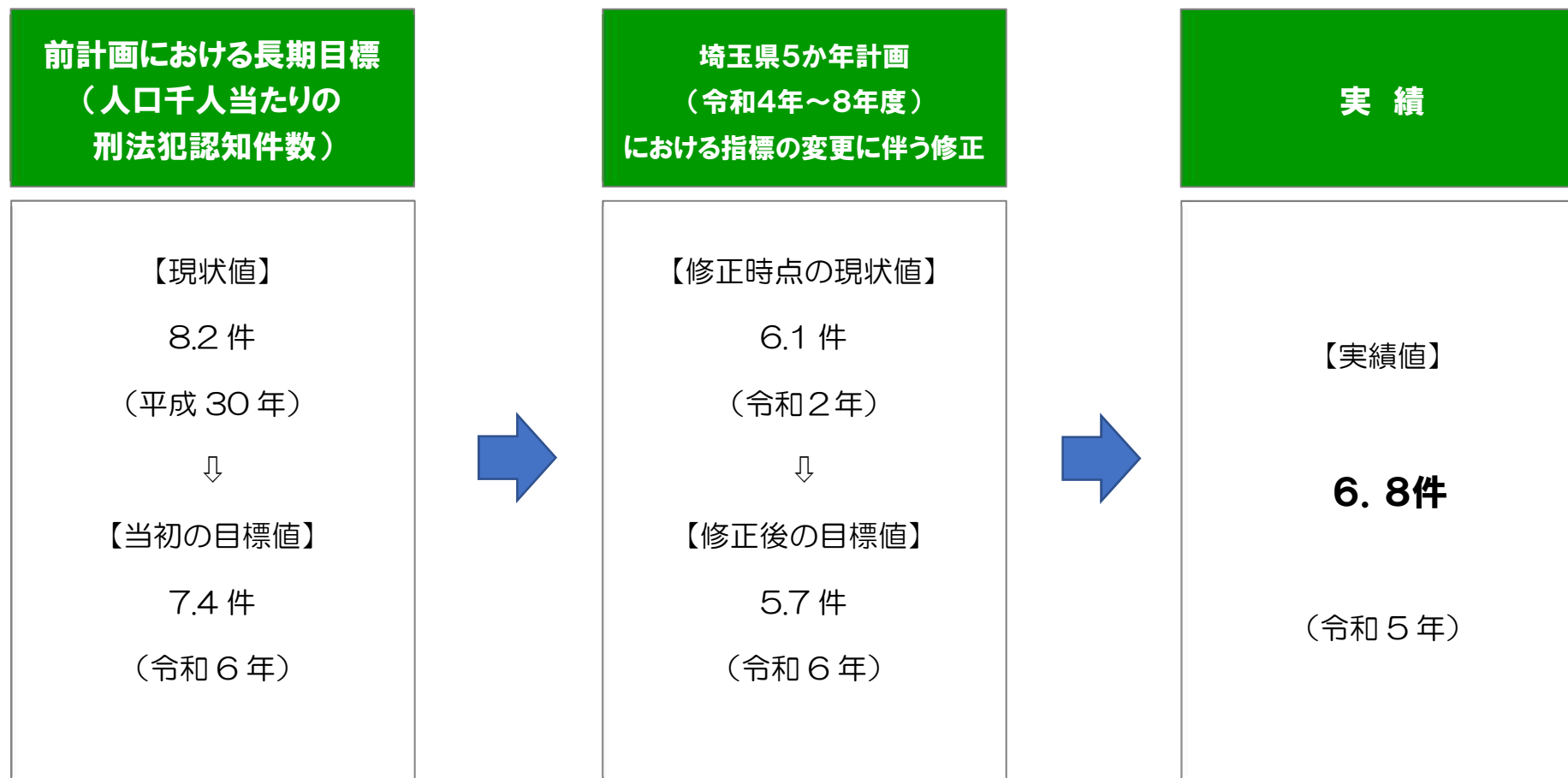


2 これまでの成果

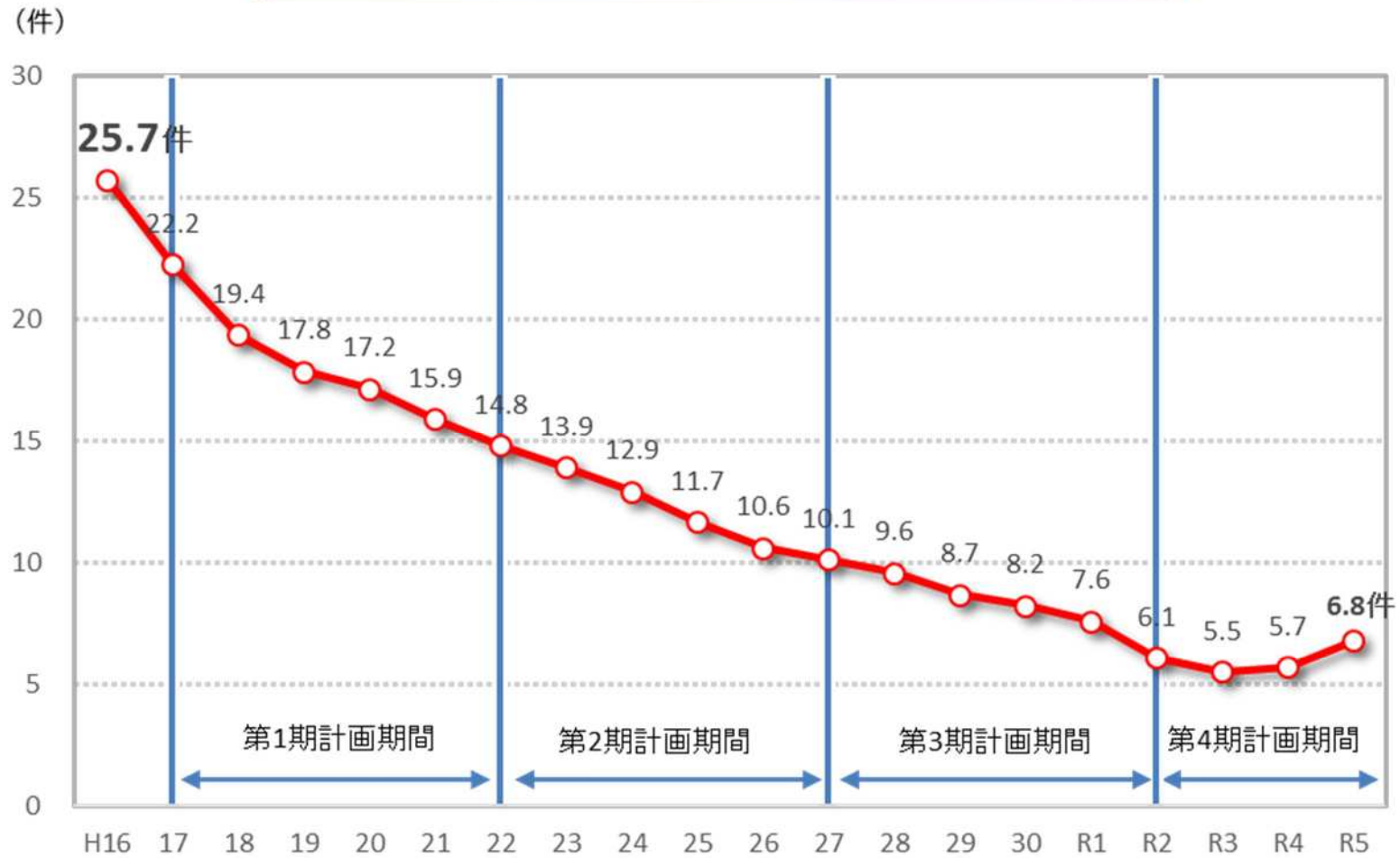
(1) 長期目標の達成状況

前計画では、当初の長期目標として人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成30年の8.2件から10%減少させ、令和6年には7.4件以下とすることを掲げました。県民、事業者、自主防犯活動団体、市町村及び県・警察が一体となって防犯のまちづくりを推進した結果、令和2年に刑法犯認知件数が6.1件となり計画策定時の目標が達成されたことから、目標値を5.7件以下に上方修正しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限の緩和が進み社会活動が活発になったことなどの影響により、令和5年における人口千人当たりの刑法犯認知件数は、6.8件に増加しました。



埼玉県の人人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移



第3章 これまでの主な取組と成果

(2) 施策指標の達成状況

埼玉県防犯のまちづくり推進計画では、各施策に可能な限り数値目標を設定しています。前計画の達成状況は以下のとおりです。（本計画策定時）

指標名	前計画策定時の現状値	前計画における目標値	達成状況
(1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る			
県職員による防犯のまちづくり出前講座の受講者数	8,847人/年度 (平成30年度)	15,000人/年度	6,507人/年度 (令和5年度)
防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数	5,607件/月(平成30年度)	6,000件/月	5,152件/月(令和5年度)
(2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る			
自主防犯活動が実施されている地域の割合	88.9%(平成30年度)	90%(令和6年度)	86.0%(令和5年度)
自主防犯活動団体への研修	4,096団体 (平成27～30年度)	全団体 (令和2～6年度)	4,323団体 (令和2年度～5年度)
青色防犯パトロール車両台数	682台(平成30年度)	1,000台(令和6年度)	763台(令和5年度)
埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数	121事業者・団体 (平成30年度)	160事業者・団体 (令和6年度)	158事業者・団体 (令和5年度)
(3) 安全な都市環境の整備を図る			
県内(市町村等)の防犯カメラの設置台数	8,989台(平成30年度)	10,000台(令和6年度)	9,914台(令和5年度)
空家等対策計画策定市町村数	34市町村(平成30年度)	50市町村(令和7年度)	48市町村(令和5年度)
(4) 子供を犯罪被害から守る			
通学路等における子供の見守り活動実施率(公立小学校、義務教育学校)	100%(平成30年度)	100%(令和6年度)	100%(令和5年度)
こども110番の家の数	69,445か所(平成30年度)	70,000か所(令和6年度)	67,560か所(令和5年度)
各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率(公立小・中・義・高・特別支援学校)	100%(平成30年度)	100%(令和6年度)	100%(令和5年度)
児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の実施率(公立小・中・義・高・特別支援学校)	100%(平成30年度)	100%(令和6年度)	100%(令和5年度)
学校等における地域安全マップの更新(見直し)実施率(公立小・中・義務教育学校)	95%(平成30年度)	100%(令和6年度)	100%(令和5年度)

第3章 これまでの主な取組と成果

指標名	前計画策定時の現状値	前計画における目標値	達成状況
(5) 規範意識の高揚を図る			
学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高等学校）	100%（平成30年度）	100%（令和6年度）	100%（令和5年度）
声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村	56市町村（平成30年度）	57市町村（令和6年度）	56市町村（令和5年度）
(6) 県民に多大なる不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る			
「お達者訪問事業」の訪問世帯数	単身・夫婦高齢者全世帯 （平成30年度）	単身・夫婦高齢者全世帯 （令和6年度）	単身・夫婦高齢者全世帯 （令和5年度）
全市町村による「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」の開催	—	全市町村（令和6年度）	24市町村（令和5年度）
女性の安全・安心ネットワーク ¹⁷ 参加団体数	29団体（平成30年度）	100団体（令和6年度）	56団体（令和5年度）
自転車盗の認知件数	17,026件（平成30年）	15,000件（令和6年）	13,622件（令和5年）

17. 女性の防犯力向上を目的とした行政・企業・大学等のネットワーク。

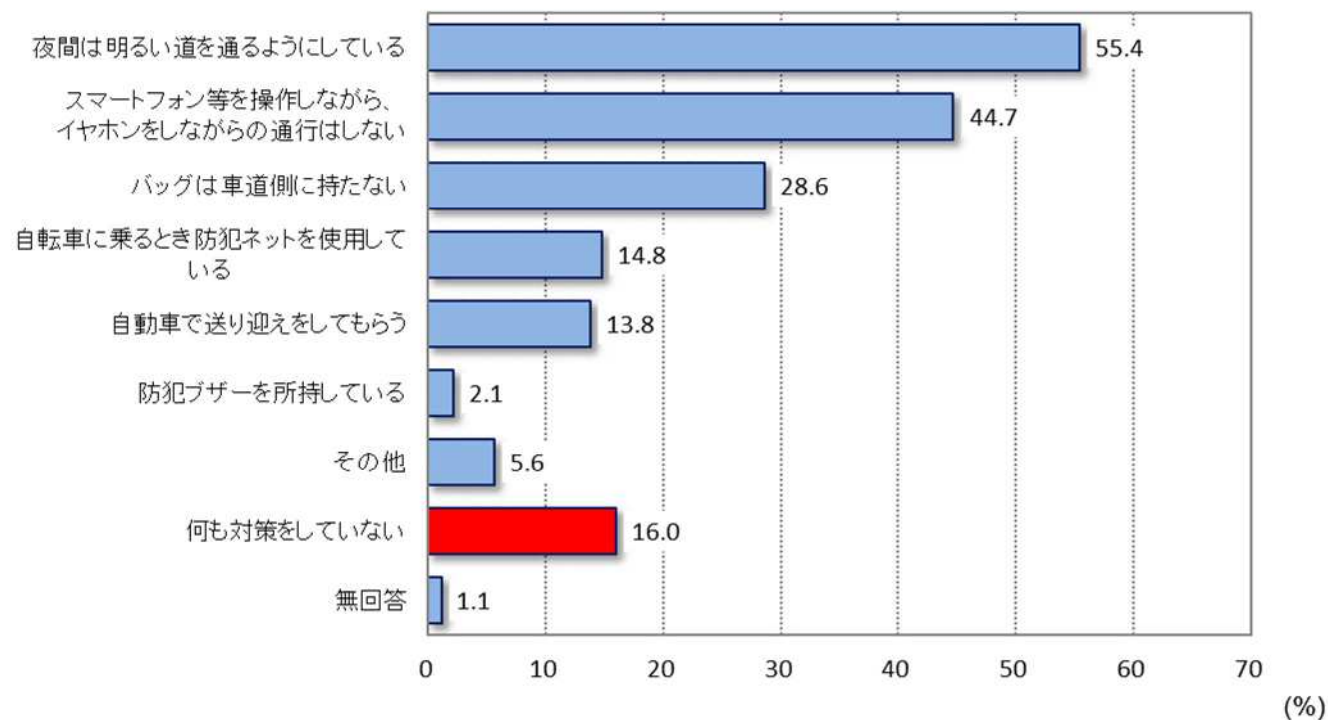
1 県民の防犯意識の向上

本県における刑法犯認知件数は大幅に減少しました。しかしながら、県民の身近で多発している侵入窃盗や自転車盗の発生状況をみると、無施錠による被害が依然として多く、防犯意識の浸透が十分とは言えない状況です。

また、県内在住の外国人は年々増加しており、外国人に対しても、防犯意識を醸成させるための啓発活動を推進する必要があります。

さらに犯罪を起こさせにくい地域環境を作るためには、全ての人々が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を一層高め、自ら積極的に防犯対策を講じることが求められます。

街頭で犯罪の被害に遭わないために気をつけていること（令和3年）



資料：埼玉県警察「県民意識調査（令和3年）」

2 地域における犯罪抑止力の維持・向上

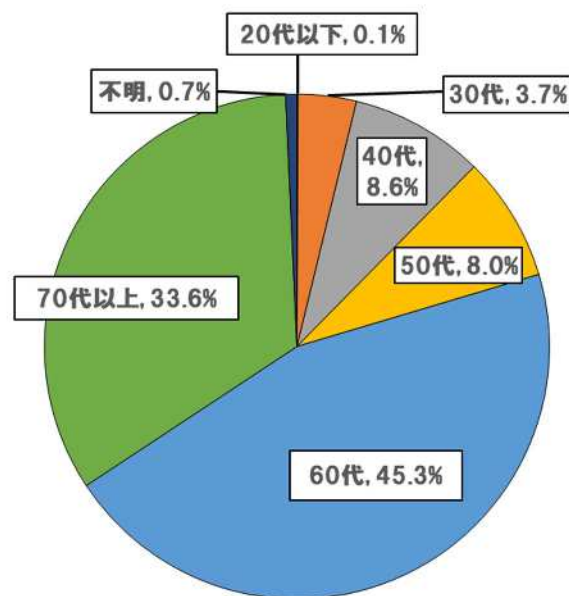
本県では、日本一の団体数を誇る「わがまち防犯隊」や地域に密着した防犯活動を行う事業者等が各地域で活動しており、犯罪の抑止に大きく貢献しています。

また、こうした地域におけるパトロールなどの防犯活動が地域住民の目に触れることによって、安心感を与えています。

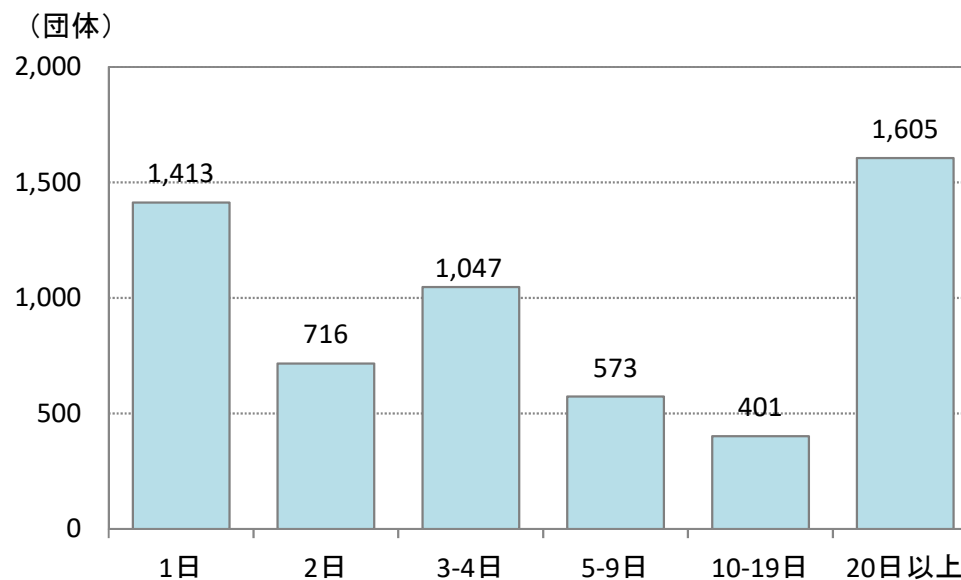
一方で、「わがまち防犯隊」が活動を継続していくに当たり、構成員の高齢化、活動人員の確保、モチベーションの維持などの課題があります。

地域における犯罪抑止力を維持・向上させるためには「わがまち防犯隊」や事業者、防犯サポーター等との連携を一層強化し、地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を講じることが重要です。

構成員の平均年齢別自主防犯活動団体の割合
(令和5年末)



月平均パトロール日数別自主防犯活動団体数
(令和5年末)



3 防犯に配慮した都市環境の整備

本県では、これまで自主防犯パトロールなどソフト面からの対策とともに、「埼玉県防犯指針」に基づき防犯に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間や個人の住宅等ハード面からの対策を進めてきた結果、刑法犯認知件数は減少しました。

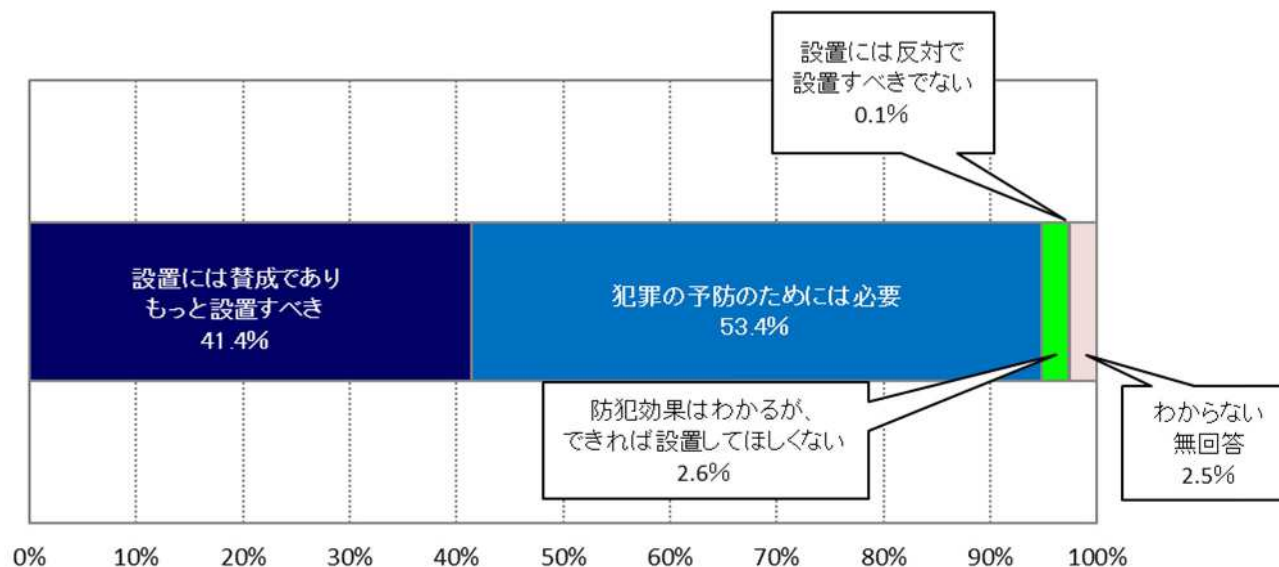
一方で、駅周辺や繁華街等では、それ以外の地域と比べ犯罪が多発しており、今後も継続して防犯対策を進めていく必要があります。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止・検挙に効果があり、また多くの県民が公共空間への設置を支持しています。今後も、防犯カメラの運用が適正に行われるよう啓発に努めつつ、設置を促進していく必要があります。

また、公共空間だけでなく、防犯性の高い住宅の普及促進、犯罪発生や倒壊等が懸念される空き家への対策など、犯罪の防止に配慮した都市基盤を整備していかなければなりません。

公共空間への防犯カメラ設置に対する県民の意識（令和3年）

問：商店街等の公共空間で多発している犯罪を予防するため、防犯カメラ等が設置されることについて、どう思いますか。



資料：埼玉県警察「県民意識調査（令和3年）」

4 子供に対する犯罪等の防止

刑法犯認知件数が大きく減少する一方で、犯罪の前兆と捉えられる子供に対する声かけ事案¹⁸は高水準で発生しています。

次代を担う子供たちを大切に育てていくため、保護者や学校だけでなく、県、市町村、警察及び地域住民が連携を深め、子供たちが犯罪被害に遭わないよう見守る体制を確保していかなければなりません。

また、子供たちに犯罪から身を守る力を身に付けさせる防犯教育をさらに充実させるため、教職員の防犯教育に関する資質向上を図る必要があります。

子供に対する声かけ事案の推移



18. 子供（18歳以下の者）に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆としてとらえられる事案。

5 社会的な規範意識の向上

全国、本県ともに、刑法犯少年¹⁹は減少傾向にあります
が、新型コロナウイルス感染症収束後の令和5年は1,271
人と増加しました。また、特殊詐欺で検挙された少年は、
平成30年の88人をピークに減少し令和5年は37人とな
りました。

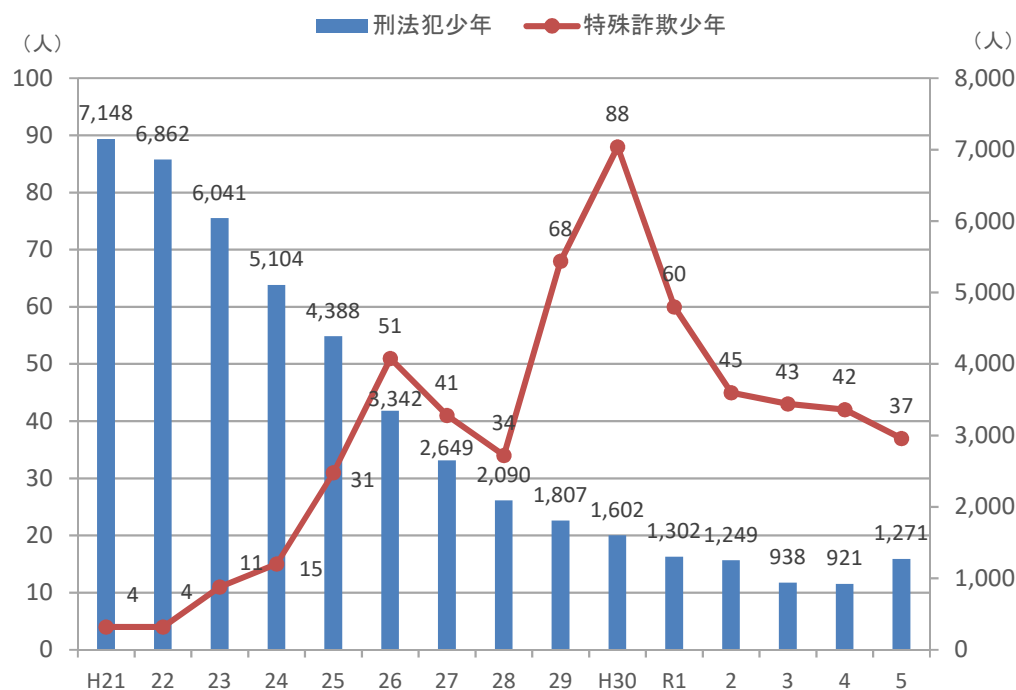
しかし、刑法犯で検挙された少年の数は、年齢層ごとの
人口千人当たりで見ると2.7人で、成人の1.4人と比べ約
2倍と高い水準にあります。

犯罪にかかわる少年をさらに減らし、いじめ、SNS・
インターネット上の誹謗中傷、暴力行為などの社会問題を
解決するためには、子供の規範意識の向上が不可欠です。

一方で、子供の健全育成を担うべき大人社会におい
ても、社会的ルールを守らない行為や子供の健全育成に悪影
響を与える行為等が多く見られ、モラルの低下が憂慮され
ています。

子供たちの健やかな成長を促し、人々が安心して暮らせ
る社会をつくるためには、社会全体で規範意識の向上に取
り組むことが重要です。

刑法犯少年及び特殊詐欺の少年検挙人員の推移（H21年～R5年）



19. 14歳未満の刑法に触れる行為をした少年及び14歳から19歳の刑法に規定する罪を犯した少年。

6 特殊詐欺被害防止対策の強化

令和5年の特殊詐欺認知状況は、認知件数1,336件、被害金額31億8,394万円となっています。（P8参照）

被害者の割合は、男女別では女性が約7割、年齢層別では65歳以上の高齢者が約9割となっています。

特殊詐欺の手口は悪質化・巧妙化しており、認知件数は高水準で推移し、被害額は増加傾向にあるなど、依然として深刻な状況にあります。

特殊詐欺被害を防止するためには、特殊詐欺対策機器の利用や留守番電話の常時設定など、高齢者に対する被害防止対策の周知や注意喚起を実施していくほか、子や孫の世代に対して被害防止の取組への参加を促すなど、県民総ぐるみの対策を推進していく必要があります。

特殊詐欺被害の形態別割合の比較



特殊詐欺の性別年代別被害者数（令和5年）

	男性	女性	合計	割合
10代	0	1	1	0.1%
20代	8	2	10	0.8%
30代	4	5	9	0.7%
40代	18	10	28	2.1%
50代	19	27	46	3.4%
60代	62		214	16.0%
	60～64	54	78	5.8%
	65～69	98	136	10.2%
70代	114	266	380	28.4%
80代	145	456	601	45.0%
90代以上	22	25	47	3.5%
合計	392	944	1,336	—
割合	29.3%	70.7%	—	—

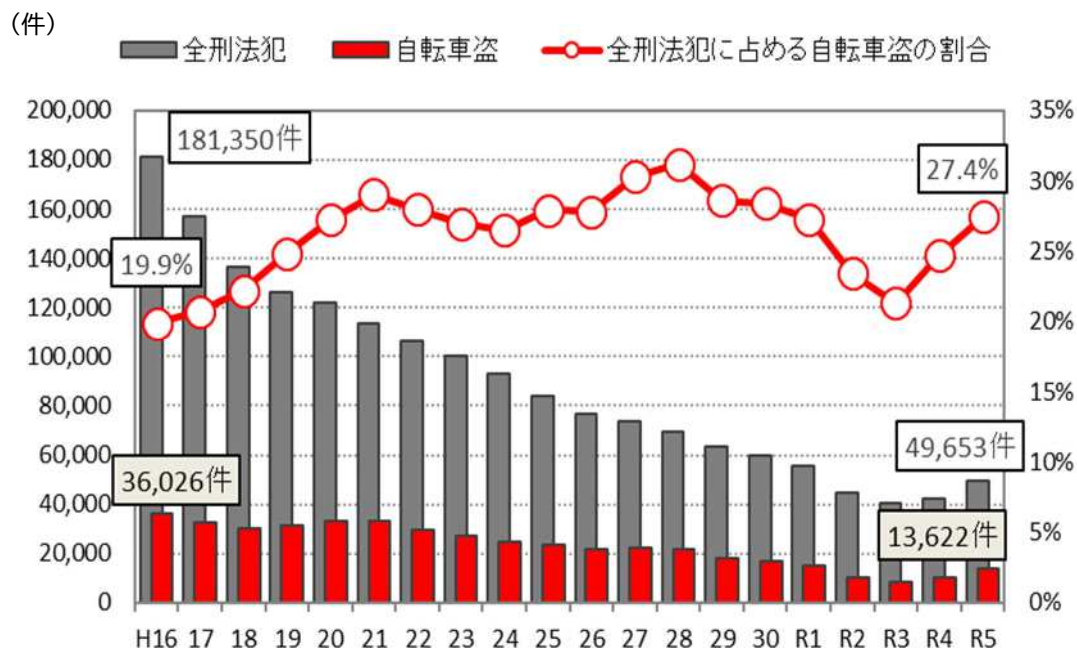
7 乗り物盗の防止

令和5年の自転車盗認知件数が全刑法犯の認知件数に占める割合は、27.4%と依然として高い水準にあり、盗まれた自転車の約6割は無施錠です。

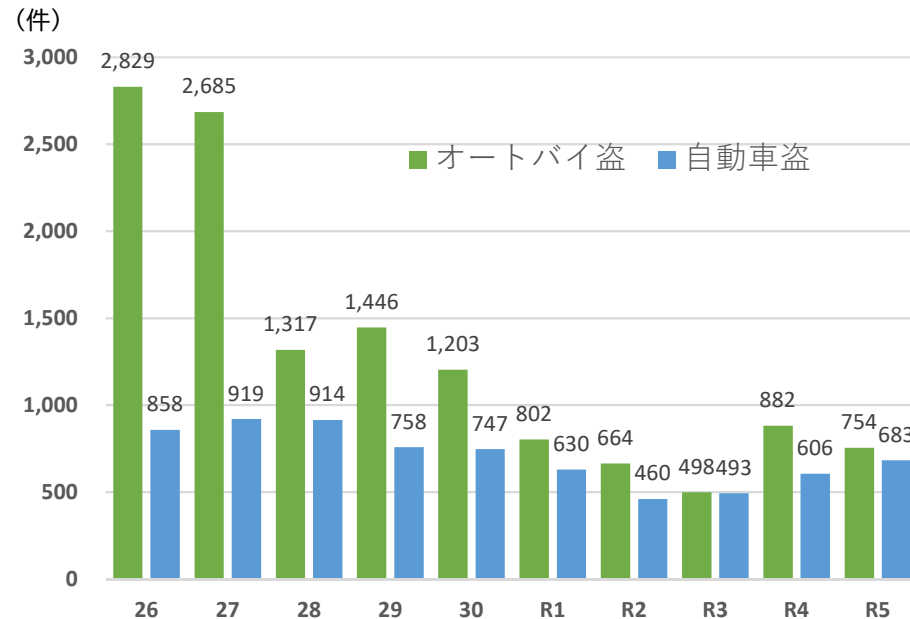
また、自動車盗では、車両のコンピューターに不正にアクセスし、ドアロックの解除やエンジンの始動などを行い盗む手口が近年増加しており、被害が多発しています。

こうした乗り物盗の被害を防ぐため、自転車は短時間や自宅敷地内の駐輪でも施錠の徹底、オートバイはワイヤーロックや車両カバーの使用、自動車はハンドルロックやタイヤロックの活用など、盗難防止対策の普及啓発を図る必要があります。

自転車盗認知件数の推移



オートバイ盗・自動車盗認知件数の推移



8 性犯罪やストーカー等の防止

令和5年7月の改正刑法の施行により、「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」の処罰範囲が拡大され、それぞれ「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」に改められた結果、令和5年の認知件数は大幅に増加しました。

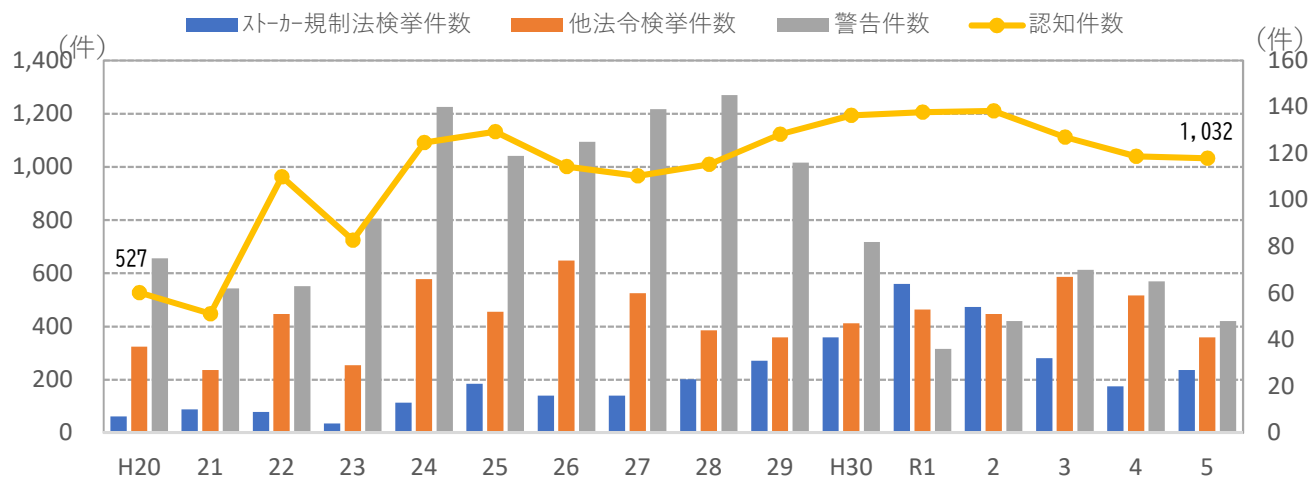
また、ストーカーやDVなどの事案も依然として高水準で推移しています。

これらの被害は女性に比較的多く見られますが、男性の被害も発生しており、性別を問わず誰もが安心して学び、働き、いきいきと活躍できる社会を構築するため、性犯罪、ストーカー等から守る取組を強化する必要があります。

性犯罪（不同意性交等・不同意わいせつ）発生状況の推移



ストーカー取扱い事案の推移



※性犯罪については刑法の一部改正により、罪名、構成要件が改められている。
 改正前 強姦、強制わいせつ
 H29.7施行 強制性交等、強制わいせつ
 R 5.7施行 不同意性交等、不同意わいせつ

9 体感治安²⁰を悪化させる犯罪・情報への対策

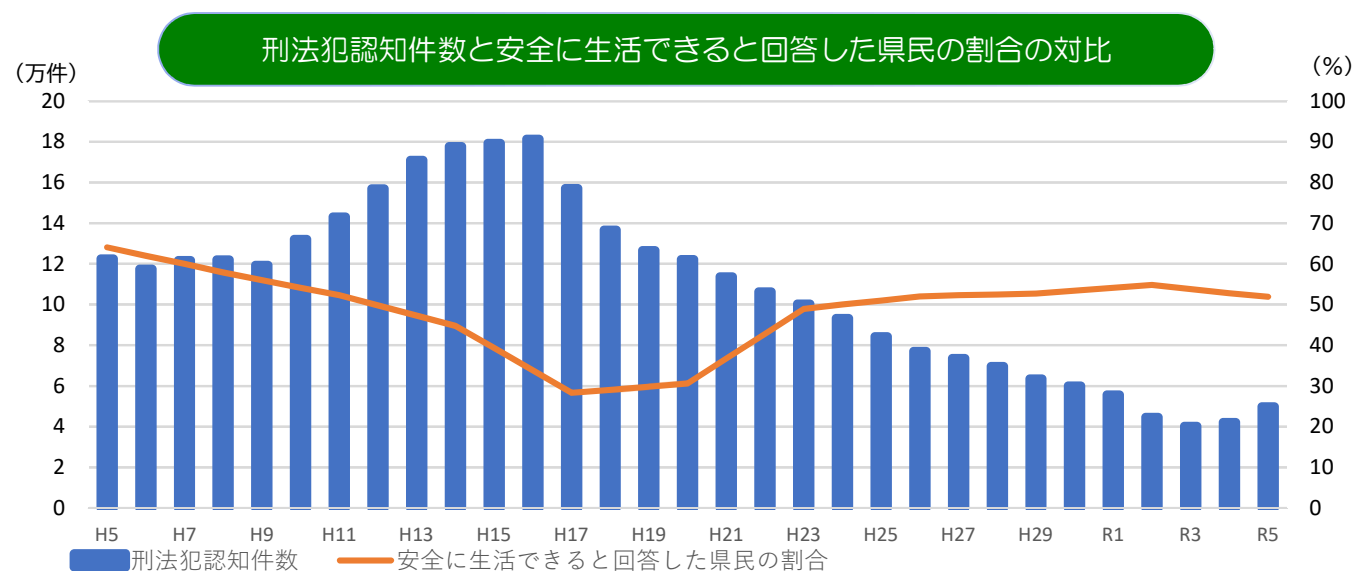
これまで、計画に基づいて取組を推進してきた結果、令和5年の県内の刑法犯認知件数は、ピークであった平成16年の約4分の1にまで減少し、大きな成果がありました。

一方で、令和4年には、減少を続けていた刑法犯認知件数が増加に転じ、特殊詐欺、乗り物盗、侵入窃盗などの生活に身近な犯罪が多発しているほか、県民を惑わせる不正確・不確実な情報の拡散がみられるなど、刑法犯認知件数の減少とともに体感治安の向上も課題となっています。

体感治安の目安となる、県政世論調査において「犯罪におびやかされることなく生活ができると感じるか」との質問に肯定的な回答をした方の割合（以下「安全に生活できると回答した県民の割合」という。）は、平成5年以降、刑法犯認知件数が増加するにつれて低下し、平成17年以降は刑法犯認知件数が減少するにつれて向上してきました。しかし、平成23年以降は刑法犯認知件数が減少しているにもかかわらず、この割合は横ばいの状況が続いています。

また、インターネットなどの情報技術を悪用したサイバー犯罪に関連する相談受理件数は、高水準で推移しています。

こうした県民に不安を与え体感治安を悪化させる犯罪の防止対策の強化や正確な情報の発信が必要となっています。



※県政世論調査において「犯罪におびやかされることなく生活ができると感じるか」との質問に肯定的な回答をした方の割合

20. 人々が日常生活で感じる治安の状況。

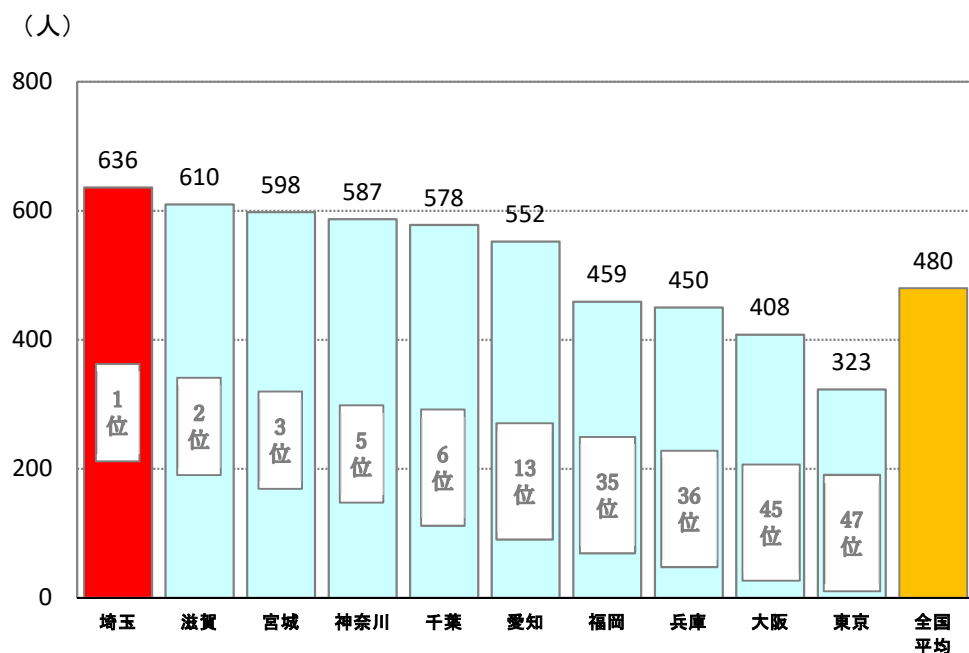
10 警察活動の充実強化

本県では、平成13年度から平成29年度までの間、全国最多となる2,895人の警察官を増員し、警察力の強化に努めてきました。（P17参照）

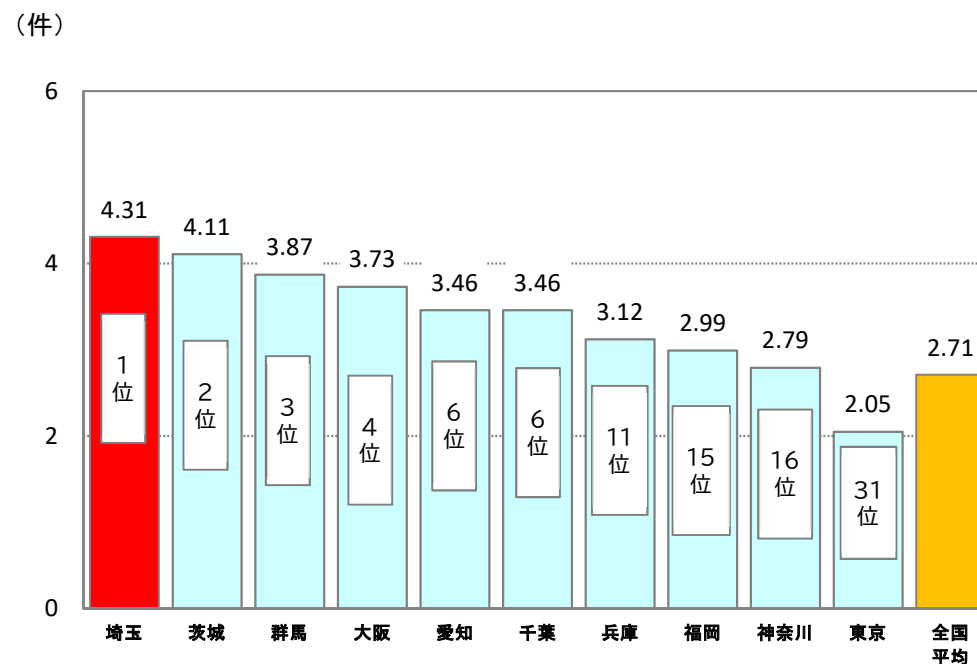
しかし、刑法犯認知件数が令和4年に増加に転じた中、本県の令和5年における警察官1人当たりの負担人口は636人と全国で最も多く、全国平均と比べて約1.3倍となっています。また、警察官1人当たりの刑法犯認知件数も4.31件と全国一負担が大きく、全国平均の約1.6倍です。

このように、本県の警察官1人当たりの業務負担は依然として過重であり、引き続き国に対して警察官の増員を求めていくとともに、DXの活用などによる警察基盤の整備や効率的な捜査・検挙活動の推進など、警察活動の充実強化が求められています。

警察官1人当たり負担人口（令和5年）



警察官1人当たり刑法犯認知件数（令和5年）



1 基本方針

本計画では、条例の基本理念、これまでの取組と成果及び今後の課題を踏まえ、次の事項を基本として推進します。

埼玉県防犯のまちづくり推進計画 基本方針

- (1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る
- (3) 安全な都市環境の整備を図る
- (4) 子供を犯罪被害から守る
- (5) 規範意識の高揚を図る
- (6) 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る
- (7) 警察活動の充実強化を図る

安全で安心な暮らしやすい埼玉県へ

2 県民運動としての展開

県民、事業者、市町村及び県・警察が相互に連携・協力し、一体となって取り組む県民運動としての防犯のまちづくりを推進します。

3 DXの活用など時代に即した防犯対策の推進

犯罪情勢の変化や地域の特性を踏まえたうえで、防犯のまちづくりにおける各種取組にDXを効果的に取り入れるなど、時代に即した防犯対策を推進します。

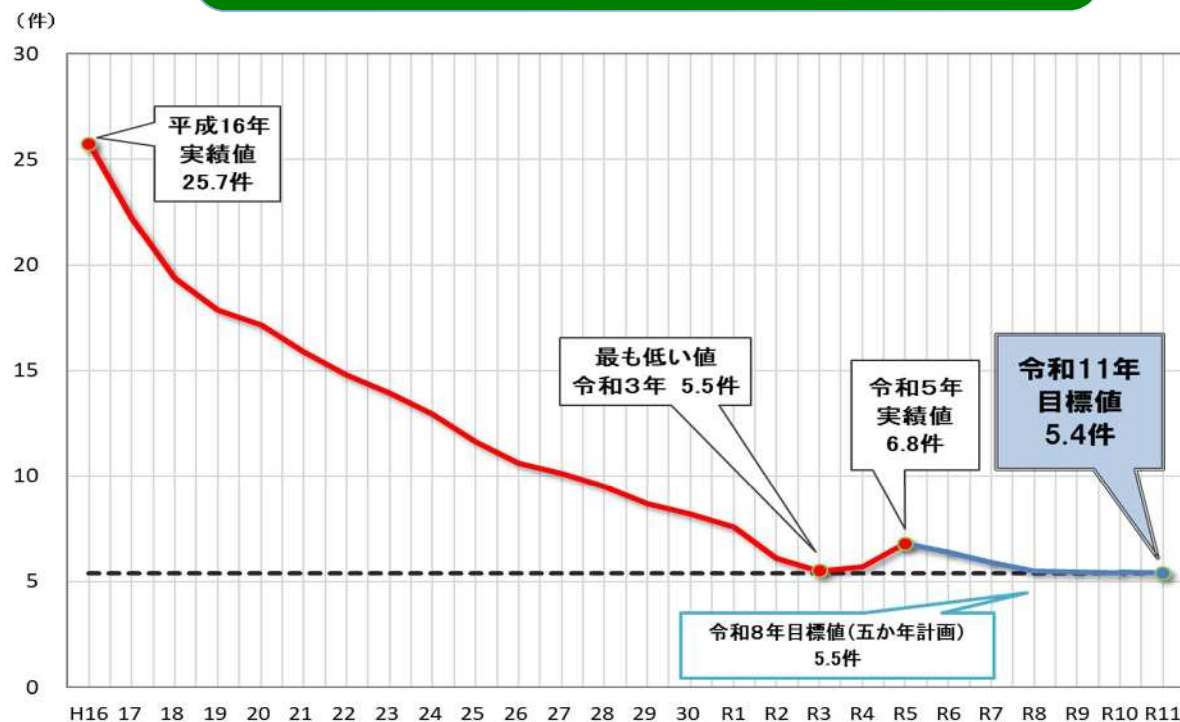
4 長期目標

本県では、平成17年度からの第1期計画以降、第4期までの計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成16年の25.7件から、令和5年には6.8件に減少しました。

本計画では、令和11年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を埼玉県5か年計画の目標値(5.5件(令和8年))を上回る5.4件まで減少させることを長期目標とします。

人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移及び長期目標

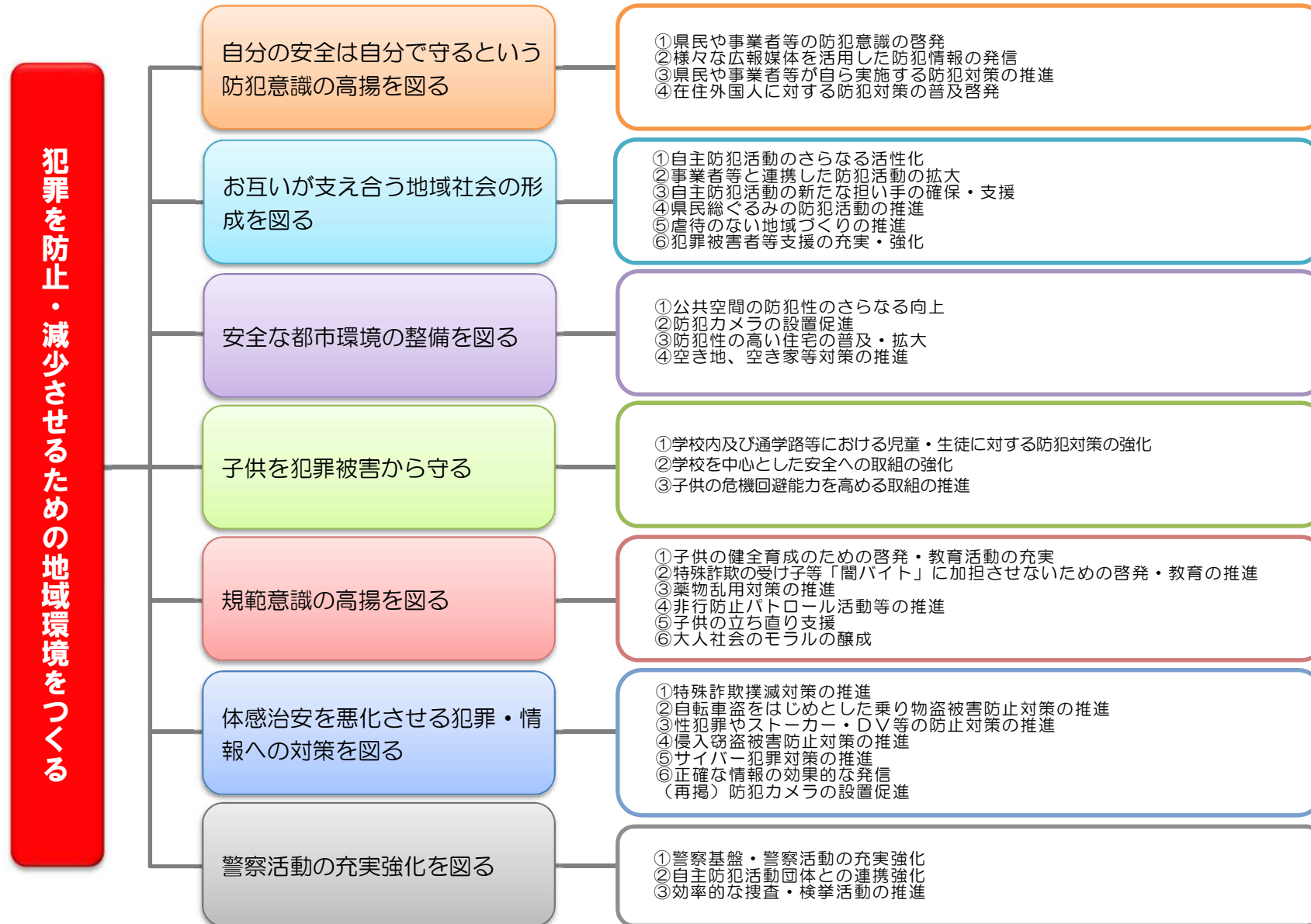


※各年の数値は、各年の刑法犯認知件数の総数と4月1日現在の推計人口から算出。

人口千人当たりの刑法犯認知件数

【現状値】 6.8件 ⇒ 【目標値】 5.4件
(令和5年) (令和11年)

5 推進計画の施策体系



【施策 1】 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る

施策の内容

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるためには、県民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を持ち、適切な防犯対策を講じることが重要です。

県・警察では、犯罪情勢や防犯対策に関する情報を、SNSなど様々な広報媒体を活用して発信するほか、防犯講座やキャンペーン、防犯マニュアルの提供などを通じて、県民や事業者の防犯意識の高揚に努めます。

また、生活習慣の違いなどから地域住民とのコミュニケーションが希薄になりやすい在住外国人に対し、防犯に関する情報を提供するほか、自主防犯活動への参加を促進します。

主な取組

① 県民や事業者等の防犯意識の啓発

- 防犯に関する出前講座や講話の実施
- 防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
- 若い世代の防犯ボランティアによる防犯活動の推進

② 様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信

- 様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信
- 子供、高齢者、女性など、対象に応じた防犯情報の提供
- 地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援

③ 県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進

- 県民への防犯のまちづくりマニュアル等の提供
- 個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯用品や防犯機器の普及啓発
- 業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導等、事業者の防犯活動への支援

④ 在住外国人に対する防犯対策の普及啓発

■ 在住外国人に対する防犯情報の提供や各種防犯対策に関する啓発活動の推進

施策指標

県職員による防犯のまちづくり出前講座等の受講者数

現状値 6,507 人／年度
(令和5年度末)  目標値 15,000 人／年度
(令和11年度末)

防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数

現状値 5,152 件／月
(令和5年度)  目標値 6,000 件／月
(令和11年度)

【施策 2】 お互いが支え合う地域社会の形成を図る

施策の内容

本県では、日本一の団体数を誇る自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）や地域に密着した事業者、防犯サポーター等による、地域の安全・安心を守るための活動が各地で展開されています。

こうした県民や事業者等による防犯活動の維持・拡大を図るとともに、県民、事業者、市町村、県、警察等の連携を強化し、県民総ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

主な取組

① 自主防犯活動のさらなる活性化

- 自主防犯活動団体への犯罪・防犯情報の提供やパトロール指導・助言等の実施
- 自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村等への支援
- 青色防犯パトロール活動を開始又は拡大する団体への支援
- 自主防犯活動団体に対する表彰等の実施

② 事業者等と連携した防犯活動の拡大

- 埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者と連携した防犯活動の推進
- 地域安全協定等に基づく地域の事業者等と連携した防犯活動の推進

③ 自主防犯活動の新たな担い手の確保・支援

- 防犯サポーターの拡充及び研修等の実施
- 大学生等次世代の防犯活動の担い手の確保

④ 県民総ぐるみの防犯活動の推進

- 「埼玉県防犯のまちづくり推進会議²¹」による県民総ぐるみの推進体制の強化
- 県民、事業者・団体及び行政による「減らそう犯罪の日²²」一斉パトロールの実施
- 自主防犯活動団体、事業者・団体、防犯サポーター及び行政の連携による防犯活動の推進

⑤ 虐待のない地域づくりの推進

- 児童・高齢者・障害者虐待を防止するための取組の推進

⑥ 犯罪被害者等支援の充実・強化

- 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく施策の総合的かつ計画的な実施

施策指標

自主防犯活動が実施されている地域の割合

現状値 86.0 % (令和5年度) → 目標値 90 % (令和11年度)

自主防犯活動団体への研修

現状値 4,323 団体 (令和2～5年度) → 目標値 全団体 (令和7～11年度)

青色防犯パトロール車両台数

現状値 763 台 (令和5年度末) → 目標値 1,000 台 (令和11年度末)

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数

現状値 158 事業者・団体 (令和5年度) → 目標値 180 事業者・団体 (令和11年度)

21. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき県・警察、市町村、県民及び事業者が連携・協力し、防犯のまちづくりを県民総ぐるみで推進することによって、犯罪のない「日本一安心・安全な埼玉県」を実現することを目的として、平成17年度に行政、地域団体及び事業者等を構成員として設置した会議。22. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例において、県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、10月11日を減らそう犯罪の日と定めている。

【施策 3】 安全な都市環境の整備を図る

施策の内容

防犯のまちづくりを進めるに当たっては、道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間、住宅、事業所等において、防犯に配慮した構造、設備、配置等を工夫し、犯罪が発生しにくい環境を整備することが必要です。

そのため、「埼玉県防犯指針」に基づく公共空間の整備を進めるとともに、公共空間への防犯カメラの設置を促進します。また、防犯性の高い住宅や建物の普及を促進するとともに、犯罪の温床になりやすい空き地・空き家の適正な管理等に向けた対策を推進します。

主な取組

① 公共空間の防犯性のさらなる向上

- 防犯性の高い公共空間の整備の推進
- 防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
- 防犯のまちづくり実践事例集²³を活用した自治会等向け出前講座の実施

② 防犯カメラの設置促進

- 犯罪抑止重点地域²⁴を中心とした公共空間への防犯カメラ設置の促進

③ 防犯性の高い住宅の普及・拡大

- インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断²⁵」の普及
- 「住まいの防犯アドバイザー²⁶」による専門診断等の実施
- 住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及

23. 防犯の視点から道路や公園などの生活空間を改善した事例を中心に、実践されている防犯対策の事例を収集したもの。24. 県警察がホームページ「犯罪オープンデータ」に公開する窃盗7手口（ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗）の認知件数が年間5件以上の町字地域 25. 建物所有者等が既存住宅の防犯性を自ら診断することができるインターネット上のサービス。県及び埼玉県住まいづくり協議会が協働で提供している。 26. 県民からの依頼により、埼玉県住まいづくり協議会の登録を受けた建築士・防犯設備士等が、現地に出向いて住宅の防犯性に関する専門的な診断及び防犯性向上のための相談を行うもの。

④ 空き地、空き家等対策の推進

- 市町村の空家等対策計画²⁷策定や空き家バンク等の支援

施策指標

犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率

現状値 53.8%
(令和5年度)



目標値 60%
(令和11年度)

27. 総合的な空き家対策の推進を目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市民の生命、身体、財産の保護及び良好な生活環境の確保のため、空き家対策の基本的な方向性を示すもの。

【施策 4】 子供を犯罪被害から守る

施策の内容

次代を担う大切な子供たちを犯罪から守るためには、地域住民、学校、行政及び警察が連携して見守っていく必要があります。また、子供たちが犯罪から自分自身を守る能力を身に付けていくことも重要です。

そのため、地域ぐるみで子供の安全を確保する体制を維持するとともに、学校等の安全管理体制等の整備を支援します。また、子供の危機回避能力を高めるため学校等における防犯教育等の実施を推進します。

主な取組

① 学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化

- 自主防犯活動団体、PTA、学校応援団²⁸、地元事業者等による登下校時の見守り活動の促進
- 各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用、通学路の定期的な安全点検の推進
- 通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダー²⁹の配置
- こども110番の家による見守り活動の推進

② 学校を中心とした安全への取組の強化

- 全ての学校における施設・設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する計画の作成及び適切な実施
- 各学校における教職員対象の防犯研修会の実施の促進
- 学校等へのきめ細やかな犯罪情報の提供

③ 子供の危機回避能力を高める取組の推進

- 学校と警察の連携による防犯教室等の実施の促進
- 各学校における地域安全マップの見直しの推進

28. 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。29. 学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。

施策指標

通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校・義務教育学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

こども110番の家の数

現状値 67,560 か所
（令和5年度）



目標値 70,000 か所
（令和11年度）

各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

学校等における地域安全マップの更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

【施策 5】 規範意識の高揚を図る

施策の内容

子供たちの健やかな成長を促し、自立した社会人に育てていくためには、社会全体で子供たちの規範意識の醸成に取り組むことが重要です。また、大人の規範意識の低下は、子供たちの行動に悪影響を及ぼすことから、大人の規範意識の高揚を図っていかねばなりません。

そのため、子供の健全育成に努めるとともに、非行や問題行動等への対応を充実させます。また、有害な社会環境の浄化を徹底するなど大人社会のモラルの向上を図ります。

主な取組

① 子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実

- 学校と警察の連携による非行防止教室等の実施
- 非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーターの派遣
- インターネットの安全利用の啓発等の推進

② 特殊詐欺の受け子等「闇バイト³⁰」に加担させないための啓発・教育の推進

- 少年を特殊詐欺の受け子等「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進

③ 薬物乱用対策の推進

- 薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
- 乱用薬物の販売が疑われる店舗やデリバリー販売業者の監視指導
- 乱用薬物に係るインターネット広告の監視

30. SNSやインターネットの掲示板に、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集するもの。

④ 非行防止パトロール活動等の推進

- 非行防止パトロールの実施
- SNS等によるいじめの監視等を行うネットパトロールの実施
- SNS等で不適切な書込みを行う子供に対する注意・指導の実施

⑤ 子供の立ち直り支援

- 関係行政機関やNPO・民間団体等の連携による自立を促す活動の場づくり事業等の実施
- 少年に応じた指導助言、学習支援活動、各種体験活動等の実施

⑥ 大人社会のモラルの醸成

- 地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
- 有害図書等の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施

施策指標

学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村数

現状値 20市町村
（令和5年度末）



目標値 全市町村
（令和11年度末）

【施策 6】 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る

施策の内容

県政世論調査において、安全に生活できると回答した県民の割合は、平成17年以降、刑法犯認知件数が減少するにつれて増加していましたが、平成23年以降は、刑法犯認知件数がさらに減少しているにもかかわらず、横ばいの状況が続いています。県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、体感治安を悪化させる犯罪・多発する犯罪の防止対策を推進するとともに、県民が不正確・不確実な情報に惑わされることのないよう正確な情報の効果的な発信に努めます。

特に、多発傾向にあり、県民に不安を与えている特殊詐欺、乗り物盗及び侵入窃盗の被害防止対策を強化します。また、性別を問わず全ての人が安心して学び働けるよう性犯罪やストーカー等から守る対策を推進するとともに、IoTの拡大などに伴い多発しているサイバー犯罪への対策を強化します。

主な取組

① 特殊詐欺撲滅対策の推進

- 特殊詐欺対策機器の普及促進
- 出前講座や、民生委員等が高齢者世帯を訪問して防犯意識を啓発する「お達者訪問事業」の実施
- 事業者等と連携した被害防止活動の推進
- 地域住民の協力による「だまされたふり作戦」等の取締りの強化

② 自転車盗をはじめとした乗り物盗被害防止対策の推進

- 自転車・オートバイ等の施錠やツーロックの普及啓発を行う盗難防止キャンペーンの実施
- 駐輪場等施設管理者、乗り物販売事業者等と連携した防犯対策に関する助言、啓発の実施
- 市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンの実施

③ 性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進

- 産学官による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成と研修等の実施
- 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導、警告措置など先制・予防的活動の強化

- ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化

④ 侵入窃盗被害防止対策の推進

- 侵入窃盗被害を防止するための防犯用具・設備の普及啓発
- 市町村の空家等対策計画策定や空き家バンク等の支援（再掲）

⑤ サイバー犯罪対策の推進

- インターネット上の違法・有害情報の排除
- サイバー犯罪被害を防止するための啓発の推進
- 埼玉サイバーセキュリティ推進会議³¹等の関係機関、団体と連携したサイバー空間の実態把握や情報共有

⑥ 正確な情報の効果的な発信

- 様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信（再掲）

（再掲） 防犯カメラの設置促進

- 犯罪抑止重点地域を中心とした公共空間への防犯カメラ設置の促進

31. 産学官の複数機関で構成される組織の名称

施策指標

犯罪におびやかされることなく生活ができると感じる県民の割合

現状値 51.9% (令和5年度) → 目標値 60% (令和11年度)

自転車盗の認知件数

現状値 13,622件 (令和5年) → 目標値 11,000件 (令和11年)

女性の安全・安心ネットワーク参加団体数

現状値 56団体 (令和5年度末) → 目標値 100団体 (令和11年度末)

全市町村による「特殊詐欺被害防止ワークショップ」の開催

現状値 24市町村 (令和5年度末) → 目標値 全市町村 (令和11年度末)

民生委員等による「お達者訪問事業」の訪問世帯数

現状値 単身・夫婦高齢者全世帯 (令和5年度末) → 目標値 単身・夫婦高齢者全世帯 (令和11年度末)

犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率(再掲)

現状値 53.8% (令和5年度) → 目標値 60% (令和11年度)

【施策 7】 警察活動の充実強化を図る

施策の内容

本県では、全国最多の警察官の増員がなされてきたものの、警察官1人当たりの負担人口は全国1位で、非常に厳しい状況にあります。今後、本県の治安を守っていくためには、警察業務の高度化・合理化等を推進し、組織基盤の強化を図る必要があります。

そのため、警察業務におけるDX等を推進し、限られた人員を効果的に運用して、街頭パトロールなど現場の警察活動の強化に努めます。また、さらなる地域の安全確保に向け、自主防犯活動団体との連携を強化します。

主な取組

① 警察基盤・警察活動の充実強化

- デジタル技術を活用した警察業務の高度化・合理化による人員の効果的な運用
- 制服警察官による街頭警戒活動の強化
- 警察官の一時不在を補完するための交番相談員の効果的な運用

② 自主防犯活動団体との連携強化

- 自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習や合同パトロール等の実施

③ 効率的な捜査・検挙活動の推進

- 各種装備機材等の整備及び効率的な捜査・検挙活動の推進